

令和2年6月 川棚町議会定例会会議録

(第1日目)

令和2年6月18日 木曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直	喜
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文	夫
副 町 長	馬 場 直	英
教 育 長	竹 下 修	治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊	文
企 画 財 政 課 長	野 上 英	了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美	昭
税 務 課 長	小 中 尾 寿	隆
健 康 推 進 課 長	川 内 和	哉
会 計 課 長	末 永 安	江
住 民 福 祉 課 長	成 富 浩	樹
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	福 田 多	肥
建 設 課 長	中 原 敬	介
ダ ム 対 策 室 長	田 川 義	信
水 道 課 長	森 文	博
教 育 次 長	荒 木 俊	行
行 政 係 長	井 原	和

議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 行政報告

第5 一般質問

(1 0 : 0 1)

議 長 ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、令和2年6月川棚町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 1)

議 長 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、福田徹議員並びに小谷龍一郎議員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布しております会期日程(案)のとおり、本日から明日6月19日までの2日間とし、決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から6月19日までの2日間と決定をいたしました。

(1 0 : 0 2)

議 長 なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

議 長 次に、日程第3「諸般の報告」を行います。

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言が発出され、去る5月25日に解除となりましたが、その間3月から6月という時期は、県議長会、郡議長会、各種団体の総会、定例会や行事、イベント等が数多く開催される時期でもありました。

しかし、この新型コロナウイルス感染予防の観点からほとんどが自粛・中止、あるいは延期となり、お手元に配布した「議長諸報告」が3月定例会以降、私が主に出席をした会議等であります。

幸いにして、この新型コロナウイルス感染予防の観点は、本町におきましては感染者が出ておりませんが、地域経済への影響は著しく、今後も行政、議会

ともに連携しながら可能な限りの対策や対応が必要ではないかと思っております。

引き続き感染予防に留意しながら一日も早い完全終息を願っているところです。

その他、お手元に配布しておりますとおり、例月出納検査の結果に関する報告書が、3月実施分、4月実施分、5月実施分が監査委員から提出をされておりますので、ご一読をお願いをいたします。

また、本定例会までに受理した陳情3件については、配布にとどめ、既に配布済であります。ご了承をお願いをいたします。以上で私の諸報告といたします。

議 _____ **長** 次に、日程第4「行政報告」を行います。町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。町長。

町 _____ **長** 皆様、おはようございます。本日ここに、令和2年川棚町議会6月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご健勝にてご出席を賜わり、定刻開会いただきまして、誠にありがとうございます。

開会にあたりまして、このたびの新型コロナウイルス感染症により、亡くなられた方々並びにご遺族の皆様にご心から哀悼の意を表しますとともに、今なお、感染症により療養をされている方々に対し、お見舞いを申し上げる次第でございます。

また、長きにわたりまして新型コロナウイルス感染症の対応に献身的に従事しておられます、医療関係者の方々をはじめ、その他のさまざまな関係機関の皆様方の活動にご心から敬意を表しますとともに、くれぐれもご健康に留意されるようご自愛のほどお祈り申し上げます。

本町におきましては、近隣市におきまして感染者が発生したことから、大変心配をしておりましたが、感染予防に熱心に取り組んでいただいている町民皆様方のご理解とご協力のおかげで、幸い一人の感染者の発生もなく、今日まで至っており、そうした皆様方のご努力に改めて感謝申し上げますとともに、これからも感染者の発生がなく、一日も早く収束に向かうことを、心から願っているところであります。それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策等についてであります。

新型コロナウイルス感染症は、わが国の国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼしたところであり、本町におきましても、町民並びに事業者の方々に深刻な影響が生じているところであります。

国におきましては、地方創生臨時交付金、特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金などを盛り込んだ「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を決定し、それに係る令和2年度補正予算（第1号）が、4月30日に成立したところであります。

そこで、本町もこれに対応し、5月1日に令和2年度一般会計補正予算（第1回）の専決処分を行い、その後、第2弾の追加対策事業として、5月22日に令和2年度一般会計補正予算（第2回）の専決処分を行い、速やかに各事業の実施を進めてきたところであります。

それぞれの事業の内容につきましては、全員協議会において説明をしたところであり、また、本定例会において詳しくご報告し、専決処分の承認を求める予定といたしておりますが、いずれにいたしましても、専決処分により、速やかに予算を執行させていただいたことにより、各事業の対象者に対し、迅速な給付処理などを行うことができたところであり、このことに対して、改めて町議会のご理解とご協力に厚くお礼申し上げる次第でございます。

国におきましては、さらに新型コロナウイルス対応の追加対策を盛り込んだ、総額3兆9,000億円余りの、令和2年度補正予算（第2号）が、去る6月12日に成立をいたしましたので、本町においてもこれに対応し、新たな施策を講じるよう、現在、作業を進めているところであります。

今後とも、新型コロナウイルス感染防止に最大限の注意を払いつつ、社会経済活動の回復を図るよう、スピード感をもって諸施策に取り組んでまいり所存であります。次に、三役の給与の減額についてであります。

5月1日の新型コロナウイルス感染症対策の第1回補正予算の公表を行った際、町長、副町長及び教育長の給与の減額を行う旨を表明したところでありますが、このたび、6月定例会において、そのための関係条例案をご提案いたしております。

内容といたしましては、3人の給与をそれぞれ1か月分減額するものであ

り、減額した給与は、「川棚町新型コロナウイルス感染症等対策基金」に積み立て、今後の対策事業の財源に充てようとするものであります。

次に、国道205号佐世保市から東彼杵町間のいわゆる東彼杵道路についてでございます。

慢性的な交通渋滞が発生している、国道205号佐世保市から東彼杵町間につきましては、長年にわたり官民一体となって、地域高規格道路の整備について要望活動を展開してきたところではありますが、その結果、令和2年度から事業化の前段となる計画段階評価へ着手されることになったところでもあります。

このことにつきましては、長年の根気強い要望活動の成果であり、ともに活動いただいた町議会に対しましても、心からお礼を申し上げます。

この東彼杵道路につきましては、西九州北部地域の観光・産業の振興、経済発展に大きな効果をもたらすだけでなく、災害時・緊急時の命を守るライフラインとしての役割も期待されているところでもあります。

そのためにも、今後は、一日も早い早期事業化を目指し、さらに要望活動を推進してまいり所存であります。以上3点、行政報告とさせていただきます。次に、本定例会における行政からの提出議案等ではありますが、人事案件13件、専決処分の承認12件、報告案件3件、令和2年度補正予算2件、条例の制定及び改正4件、工事請負契約の締結2件でございます。

提案理由につきましては、その都度説明をさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長 これで行政報告を終わります。

(10:13)

議 長 次に、日程第5「一般質問」を行います。

本定例会の一般質問の通告者は7人であります。これから通告順にしたがって質問を許可いたします。まず、山口隆議員。

6 番 山 口 おはようございます。議席番号6番、山口でございますが、新型コロナウイルス流行による学校の対応について教育長に通告文にしたがって質問をいたします。

昨年12月に中国の武漢で発生した新型コロナ感染はパンデミックを引き

起こし、わが国でも1万8,000を超す方々、そして900名を超す方々が亡くなられております。コロナ感染により亡くなられた方に心からお悔やみ申し上げますとともに、感染され現在療養中の方々にお見舞い申し上げますとともに、1日も早い回復をお祈りする次第でございます。

さて、新型コロナウイルスの流行により首相の要請を受け、本町の小中学校でも3月4日から臨時休業がまず実施されました。

また、3月から4月の全国的な感染の拡大により、4月17日に全国の都道府県に緊急事態宣言が発出され、本県でも5月6日まで不要不急の外出自粛や飲食業をはじめ、遊興施設等への休業要請、小中学校、高等学校の臨時休業が実施されたところでございます。

5月になり流行に落ち着きがみられるようになり、本県では5月14日に緊急事態宣言が解除されたところでございます。

ただ、緊急事態宣言が解除されたとはいえ、2波、3波の流行を警戒しながら、「3密を避ける」など「新しい生活様式」での感染対策への取り組みが要請されているところでございます。緊急事態宣言により、経済活動や社会活動等が停滞し、国、県、町で各種の支援策に取り組まれております。

また、子どもにとっても新学期早々の臨時休業になり、学習の空洞化が起こり、子どもの学力保障や、外出自粛によるスポーツをはじめ、各種の活動停止など、子ども、家庭にとってもその大きな影響もあり、また、子どもや家庭もコロナ流行のひとつの大きな犠牲者であったといえると思います。

今回の新型コロナ流行により学校の対応について、以下の点について尋ねます。

①学校における感染症対策の取り組み。

②前年度末の臨時休業に続き、新学期早々の臨時休業及び午前中の短縮授業等により児童生徒の出席状況や学びの姿勢に変化はみられなかったのか。

③教科の進度も遅れていることと思われる。土曜日や夏期休業中を利用して何等かの措置をするのか。

④運動会等の諸行事が2学期以降に集中し、子どもの負担増につながる可能性がある。行事等を精選し、ゆとりある教育活動に取り組む考えはないか。

⑤今回の臨時休業中の効果的な授業の手法として「オンライン授業」が云

われているが、本町でも今後取り組む考えはないか。以上でございます。

議 長 教育長。

教 育 長 山口議員の1番目のご質問にまずお答えいたします。

今般、文部科学省において、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」が作成されています。このマニュアルは、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が提言する「新しい生活様式」の実践例を踏まえ、可能な限り感染拡大のリスクを低減させながら教育活動を行うために、学校衛生管理の観点から感染症対策がまとめられたものとなっております。本町でもこのマニュアルに基づいて、感染症対策に努めるよう指示を行っているところです。

各学校での取り組みにつきましては、基本的な生活習慣として、手洗い、咳エチケット、換気の徹底について、学校での実践と家庭への協力要請をする。1メートル以上人との間隔をあけること。マスクを着用すること。登校については、毎日の登校前の体温測定とチェックカードへ記入すること。授業においては、席はできるだけ離し、ペア学習やグループ学習は最小限にすること。休み時間は、接触するような遊びをしないこと。物の貸し借りや道具の共有を避けること。道具等の使用前後の消毒と、授業の前に石鹸で手洗いすること。給食時間は、マスクを着けて、準備・後片付けをすること。給食は、全員前を向いて会話せずに食事をする。朝の会、帰りの会及び学級活動、保健体育では、感染症対策に伴う指導を行うこと、というようなことに各学校取り組んでいます。しかし、3密を避けることはなかなか難しいようです。そして、児童生徒が下校したあとは、ドアノブや手すり、電気のスイッチ等、みんなが使う場所や物の消毒を職員が行うようにしております。また、児童生徒への新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識の理解や習得、差別や偏見など、人権視点での指導にも努めているところです。

次に、児童生徒の出席状況や姿勢についてですが、小学校では、「特に、出席状況や学びの姿勢に大きな変化は見られない」とする学校もありますが、「学校再開直後、疲れや学習意欲の低下がみられる児童がいたものの、次第に学校生活にも慣れ、学習意欲が高まった」と評価する学校もあります。また、学校再開をした5月11日から6月当初にかけて、臨時休業が契機と思われる登校渋りや不登校のほか、外出自粛の影響により、家庭で過ご

すことが長くなったことで、母子分離不安による登校渋りもあったと聞いております。なお、対応については、家庭への電話連絡、保護者面談等を行っています。また、状況によってはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関等に繋いで、児童自身や保護者等のケアとサポート等の対応をしているところです。そして、中学校では、「出席状況や学びの姿勢に大きな変化は見られないものの、体調不良を訴える生徒やけがをする生徒が、以前と比較すると少し増加した」「体力の低下がみられ、体育の授業や部活動において無理をさせないようにしている」など、生徒一人ひとりに注視して観察しているとのことでした。

3点目の教科学習の遅れについてのご質問についてですが、山口議員ご指摘のとおり、臨時休業により、児童生徒への学びの機会が大幅に減少し、学習が遅れている状況にあります。遅れを回復し、学習指導等を確実にを行い、子どもたちの学習保障をするのが教育委員会、そして、学校の務めと考えています。そこで、町内校長会と学校の教務主任と協議し、教育委員会の承認を得まして、未履修の授業時間確保として、1学期の終業式を7月20日予定を7月31日までとし、2学期の始業式を9月1日予定を、8月26日からとします。つまり、今年度の夏季休業日は8月1日から8月25日までの期間となり、7月に7日間と8月に4日間の計11日間の授業日数を確保する予定です。これにより、通常41日間の夏季休業日が、25日間と短くなってしまいますが、子どもたちの学びの保障のためには、必要な措置だと考えています。

4番目の行事等に関するご質問にお答えします。各学校ともに学習進度と新型コロナウイルス感染予防の観点から、児童や生徒の負担が増えないように、各種行事の精選や実施時期をずらすなどの工夫を行っております。小学校においては、川棚小学校を例に挙げると、準備にたくさん時間を要し、地域や保護者がたくさん集まる川小まつりという集会を中止します。中学校においては、10月実施予定の修学旅行を2月に延期します。また、職場体験学習は中止を決めております。実施する行事においては、それぞれの行事の目的が達成できるための内容を検討し、実施時間や準備、練習の時間等、全体的に見直しを図り、負担減となるように取り組んでいるようです。具体的には、運動会のような練習時間など事前の準備がかかる行事については、午

前中のみで実施できないか検討しています。また、小学校の社会科見学においては、長崎市など町外で実施していた現地学習を、川棚町内の地域教材に置き換えることができないかを検討しています。中学校では、合唱コンクールや老人クラブとのふれあい交流会などの行事については、実施時期をずらすなどして、何とか実施できないかと考えているということです。

5番目のオンライン授業の質問にお答えします。今回の臨時休業では、学校で先生と児童生徒が直接向き合う授業ができなくなったため、子どもたちは家庭で教科書を読んだり、課題として出されたプリントを解いていく学習を中心に家庭学習に取り組みました。しかし、家庭学習の習慣が身につけていない子どもも多く、なかなか勉強がはかどらなかつたり、家庭に多大な負担をかけてしまったりしてしまいました。学校としても少しでも楽しく学習ができないか考えましたが、テレビやインターネットの子ども向けの教育番組の紹介くらいしかできず、もどかしい思いをしたようであります。私立の学校や海外でのオンライン授業の様子が紹介され、その必要性を大いに感じたところです。本町としても、ICT教育には力を注ぎ、整備を進めていきましたので、何とかできないかと考えていたところです。川棚小学校の6年生では、4月と5月の休業中において試験的にICTを活用した家庭学習に取り組みせました。タブレットを家に持ち帰らせ、学校に入っている教材を家庭で取り組みせました。子どもたちも意欲的に取り組み、効果があったということで、他の学年でも取り組めるのではないかとということです。また、石木小学校では、休業中にオンラインの授業ができないか長崎総科大学のアドバイスをいただきながら、研究を始めました。6月23日には企業から資材を提供していただき、オンライン授業の逆パターンになりますが、コロナウイルス感染予防で学校に来られない家庭のために、授業の様子を見てもらうオンライン授業参観を1年生で実施するよう計画しております。これらの取り組みが、日常的にどの学校でも取り組めるように教育委員会としても取り組んでいくよう計画しています。

昨年12月19日付で、文部科学大臣メッセージが発出され、国の令和元年度補正予算において、児童生徒向けの一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するための経費が盛り込まれました。これをGIGAスクール構想としています。この時点では、このGIGAスクール構

想の実現に向けては、児童生徒向けの一人一台端末の環境整備は令和5年度までに小中学校全学年で達成する。高速大容量の通信ネットワークは、令和2年度までに全ての小、中、高校、特別支援学校等で校内ネットワークを完備するとした内容でありました。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、長期間の学校休業措置が執られ、学校で先生と児童生徒が直接向き合う授業の機会が失われたことにより、ICT機器を活用した授業の手法としてオンライン授業が、教育の在り方に一石を投じる機会となったところです。このため、国では先ほど述べましたGIGAスクール構想の実現を令和2年度中で前倒しして整備するため、令和2年度当初及び補正予算で財源措置がなされております。そこで、明日の議案審議における補正予算において、本町でのGIGAスクール構想の実現のための予算及び、今後オンライン授業を行うことができるよう環境整備に係る関係予算を計上させていただいております。今後、本町でもオンライン授業ができるように取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。また、オンライン授業を行うためには、教育ICT環境の整備に加え、教職員のICT機器の活用スキルの向上が特に必要となるものと考えております。本町の令和2年度当初予算において、ICT支援員を配置するよう予定しているところであり、今後も考えられる学校臨時休業に対応できるように備えていきたいと考えております。以上で私の答弁を終わります。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 順を追って、改めて質問をしたいと思いますが、まず1点目なんですけども、これはですね、新型コロナ感染症に対して文科省のマニュアルにしたがって、いわゆる学校の方でも指導をするように心がけていくと言われたんですけども、これはですね、小学校あたりの低学年になればですね、なぜマスクをしないといけないのか、例えばなぜソーシャルディスタンスが必要なのか、手洗い・うがいなんですよと言うのがですね、きちんと理解できなければですね、結果的に何となくやらされているという感じになってくると。だからせつかくのこういうふうな形でのですね、単に言えば健康教育というんですか、こういったことに関連するようなことが文科省のマニュアルにあるわけがございますので、これを利用してですね、1つの各学

校で健康教室ですか、そういった形での活用というのは考えていないのかです
ね。その単に今回のコロナだけの対策なのか。これを広げていくことによ
ってですね、子どもの今後の学校生活の中で、いわゆる健康に対するいわ
ゆる感覚がモチベーションっていうのは上がってくるんじゃないかと、だか
らそういう活用を考えていないのかどうか尋ねたいと。

議 長 教育長。

教 育 長 はい。議員ご指摘のとおりやっぱり低学年の児童においては
マスクの着用というのが非常にやっぱりきつみみたいですよ。すぐマスクを外
したりですね、暑かったりと、勉強の妨げになるような状況も見られるよう
です。学校としてはことあるごとにコロナウイルスの怖さ、感染症予防のた
めに手洗い・マスクをすること、そして咳エチケット等、3密を避けること
の大切さ等と呼びかけているところですけど、やっぱり低学年については難
しいところもありますけど、やっぱり形から入っていくというのも小さい子
どもたちにとっては大事なところかなと思っております。コロナウイルスの
機会を契機としてマスクの着用や手洗いの習慣化、そういったことについて
今後考えられる第2波、第3波にも備えるとともに、冬場のインフルエンザ
予防にも繋がっていくと思っておりますので、今後とも継続して健康教育に
ついてはですね、力を注いでいく必要があると考えております。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 併せてですね、学校の方では健康観察等のチェックというん
ですか、そういったことでチェックをやったということなんですけども、例
えばこういうふうなコロナが始まってですね、子どもたちの体調不良、例
えば学校に来て具合が悪いということで、例えば37度を超すような熱がある
子とか、そういうのが出た事例がないのか。そしてそういうふうな事例の場
合にですね、どういう対応をされたのかですね、その点をお尋ねしたいと。

議 長 教育長。

教 育 長 はい、ただいまの質問にお答えいたします。学校に来てから熱
が上がったという事例は今のところ聞いておりませんので、しっかりと各家
庭でですね、健康観察をしてくれているものと思っております。教育委員会
に報告が上がってきてないものもあるかと思っておりますけど、そういった時のマ
ニュアルとしては、もう直ちにですね、家庭に迎えに来てもらうということ

でしておりますのでですね、しっかりとした対応ができているものと考えております。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 併せてですね、マスクの着用の指導とか、そういった中でですね、例えばマスクを忘れた子への対応とか、これは必ず全部持ってきているかどうか私も、持ってきてるんだらうと判断いたします。

それから学校でいろんな形でですね、体調が不良になった子の検温その他する、体温のですね、検温する必要がある時に、例えば学校の中にですね、非接触型の体温計が、いわゆる一般的にサーモグラフィーとか言われますけれども、そういった形のものが学校では配備されているのか。併せて、学校の中でいろんな活動した中で消毒をなさいと言われるときに、その消毒液の確保が十分なのか、この点をお尋ねしたい。

議 長 教育長。

教 育 長 今の、ただいまの質問にお答えいたします。マスクを忘れた子への対応なんですけど、各学校にですね、婦人会とかからマスクの寄贈をいただいております。また、国からの支給等もあっております。布マスクを支給していただいて、そういったことを低学年を中心にですね、そういった布マスクを配布しておりますので、とてもありがたいなと思っております。また、学校においては忘れた児童についてはですね、備え付けのマスクを準備しておりますので、そういったマスクを子どもたちに支給しているということでもあります。

非接触型の体温計についてなんですけど、国からの補助金が今度支給されておりますので、衛生用品、アルコール等ですね、そういったものと合わせて今発注をかけているところなんですけど、まだ届いてないようです。各学校、各教室一台ずつですね、体温計を備えるよう今準備を進めているところです。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 今発注をかけているということなんですけども、やはりこういうふうな子どもですね、健康、命にかかわってくることで早急に準備するためにですね、やはりもっと努力をすべきじゃないかと思いますが、単に発注をかけてですね、品物が来るのを待っているだけではね、なかなか揃わないと思うんですよね。いろんな手立てをする方法は考えていない

のかですね。

議 長 教育長。

教 育 長 はい。ただいまのご指摘ですけど、全国一遍ににですね、やっぱり今発注がどこからでもかかっている状況で、教育委員会としましていろいろな業者、つてを使ってアルコールが手に入らないかとか、マスクが手に入らないかというようなことで、いろんな手立てを尽くしたところですよ。役場の体温計を発注していたものもやっと今週、先週の終わりですか、届いたところですので、そういったところで、待ってるだけじゃなかったんですけど、なかなか納期が遅れてしまったという事実は確かですので、これからもいろんな感染予防のための対策について考えられると思いますけど、先を見越してですね、そういった何か対策することがないかということを考えながら、発注を、より早く発注できるように気がけていきたいと考えているところです。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 次2点目ですが、長期休業によるですね、遅刻欠席等については小学校等でも中学校等でも大きな変化が見られなかったということで、体調不良その他が若干出てきたということで、いわゆる保護者の面談であるとか、SSWとかそういった形の活用によってですね、何とか相談を実施しているということなんですが、それ以外にですね、臨時休業というのが不要不急の外出自粛ということで家庭に極力いなさいという、これは要請だったと思うんですよね。そういった中でですね、家庭に保護者も子どもも一緒にいる時間が長くなることによってですね、家庭内でのトラブル、例えば新聞等でも報道されてますけども、虐待が増えたとかそういう現象が報道されておりますが、本町ではそういう事例というのは挙がってこなかったのかどうか。

議 長 教育長。

教 育 長 はい。ただいまのご質問にお答えいたします。本町においても保護者のトラブルというのが確かにありました。1件ですね、お母さんから首とか襟元を強く掴まれたということで、首が絞まるような思いをしたということで中学生の女の子だったんですけど、そういったことを学校の担任の方に訴えてきました。その子がですね、長期に臨時休業前からやっぱ

りそういった実態で、保護者の方から叩かれるとか蹴られるとかというような虐待を受けていたということで、4月1日から保護者による体罰禁止の法律ができましたですね、そういったテレビ番組を見ていて、自分が受けていることは保護者がしてはいけないことなんだということで、その子が保護者にテレビでこういったことを言っていたよ、私を叩いたり蹴ったりしたらいけないんだよということで、だからお願いだから叩かないでということで親に訴えたそうなんですけど、ただそのお答えについては何も私たちは悪いことはしてないみたいなことですね、そのあともずっとDVが続いたということで、やっぱり思いあぐねて学校の担任に訴えてきたということで、学校としてもすぐに教育委員会に報告して、スクールソーシャルワーカーを繋ぎまして、町の方の福祉の方とも繋ぎまして、児童相談所に相談して、すぐその弟とともに一時保護をしてもらったところです。その後はですね、一時保護の期間もすぐ解除して、保護者と一緒じゃなくて、おばあちゃんと一緒にその子は生活をしているということで報告を受けております。そういった事例がありますし、そしてまた例年夏休み明けあたりにですね、身体測定するわけなんですけど、体重を減らしてくる子どもがかなりいます。十分家庭で食事が行き届いてない状況も見受けられますので、今後そういったことにも注視しながらですね、何か対策できないか考えていきたいと思っております。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 今の家庭のことなんですけども、それ以外にですね、例えば学校でもですね、長期の休業で学校に来たり来なかったりとか、そういうふうな形の中でですね、学校内でのトラブルとか、例えばマスクを忘れたのに対してのいじめみたいな現象とか、それからこれは報道等で言われたんですけども、医療従事者の子どもが学校に来れば、いわゆるコロナが移るとか、それから長距離運送業の子どもですね、そういった子がいわゆる父親がそういうところにおるからコロナ持ってきてるんじゃないとか、そういった関連のですね、いわゆるいじめみたいな現象は本町では全くなかったのかどうかですね。

議 長 教育長。

教 育 長 はい。そういった事例については本町では聞いておりませんが、やっぱり全国でそういった差別的なこととか、起こっているというこ

とを聞きまして、やっぱり人としてどうなのかということですね、学校が再開される前には臨時校長会の中で、そういったことを道徳とか学活の中で絶対あってはならないことだということ指導してくれということ、強く校長にはお願いしたところです。校長の方からもそういった全校集会とか、職員への指導というのは行ったと報告を受けております。

議 _____ **長** 山口議員。

6 番 山 口 それに併せてですね、現在本町でもですね、不登校の生徒がそこそこには存在してるということは把握しているわけですが、例えばこれをこのコロナの臨時休業をきっかけにですね、完全不登校というんですか、そういった子がですね、いよいよもう完全不登校に入ってしまったとか、そういうふうな現象がなかったのかどうかですね。いわゆる臨時休業中に不登校の生徒とか、そういったことにする対応と併せてですね、お尋ねしたい。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 はい。若干ですね、この臨時休業明けに、何やかんや、給食が嫌だとか、低学年の子どもですけど、よくよく聞いてみるとお母さんと離れるのが嫌だということですね、そういったことで不登校傾向、先ほどの答弁にも述べましたが、そういったことがあっております。また、感染が嫌だということで、家庭の事情とか、そういったコロナの濃厚接触者になった家族なんかは、もう出席扱いしないで欠席した、学校登校を見合わせた子どもも何人かいましたけど、今のところ前とこう比較してそういった不登校者が増えたっていう傾向にはまだ本町ではあってないみたいです。ただですね、中学校が特にですけど、他町からもともと不登校気味で川棚町に転入してきた子どもが、もう3人4人不登校傾向の子どもがいて、その子どもたちがやっぱり、子どもたちとまだ馴染んでないということもあって、学校になかなか足が向いていないという報告は受けております。今後そういった家庭では、個人面談とかですね、そういったことをしながら、何とか学校に足が向くようにしていきたいということを校長が話しております。

議 _____ **長** 山口議員。

6 番 山 口 じゃあ3番目いきますが、結果的にですね、今度の休業でかなり授業時間が欠けているということで、今年の夏休みというんですか、こ

れが41日従来はあると、夏休みが、25日という形で夏休みを使うわけですが、これが結果からいけばですね、教科のいわゆる進度を補うためだろうと。そしたらこれがですね、教科の進度を優先するのか、それとも子どもの理解度をですね、優先するのか。おそらく進度と子どもの理解度というのを考えた場合に、これは反比例すると思うんですよね。いわゆる理解度を重要視すれば進度はどうしても遅れると、それで進度をあまりにも重要視すれば、逆に子どもの理解度を、これは反比例することだろうと思っています、学習の中で。そうすればこれはですね、どこに重点を置くのか、進度をともかく確保しようという形で夏休みを潰すのか。それとも今まで遅れている子に対してきちんと手当をしながらやっていくのかですね。そこはどちらを重点を置くのか。考えによってはやっぱり理解度をきちんとしなければですね、これは積み重ねの上に学年というのは上がっていくわけですから、そこで引っかけた場合に、どうしても理解力不足からくる不登校その他の原因になりかねないと。だからそういった点どうするのかちょっと考えをお聞きしたい。

議 長 教育長。

教 育 長 はい。3月の臨時休業によってどれくらい遅れているかというところで調査をかけました。6年生とか3年生につきましては、もうほぼ履修すべき教科は終わっているということで、ほかの学年においてやはり終わっていないというような、教科書が終わっていないという学年もありまして、それをどれくらいの時間でリカバリーできるかということでしておりましたり、調査もかけましたけど、やっぱり多いところでは10時間必要だというような教科がありました。単純に計算すると10時間というのが、1週間以上かかるということで、実際4月明けてから前の学年の教科を終わらせるというのが中学校においては4月、もう本当臨時休業ちょっと前までですね、かかったということでした。ですから臨時休業明け5月11日から新しい教科書に入ったという学年もあるようです。そこで校長先生方に話したのは、とにかく焦らないということでやってくれということで話をしました。焦ったために子どもたちがもう学校に行くのが嫌になったというようなことを話しました。そしてまた宿題・課題終わってなくてもそういったのを責めないように、それで課題ももうほとんど出さないように、もう無理をさせな

いようなことを指導をしてくれということで話をしたところです。やっぱり教科の進度というのも気になるところではありますけど、そこは一人ひとりを見立てるということで、特別支援教育の視点、一人ひとりの個別に合わせたですね、歩みを何とかできないかということで各学校工夫してくれということ言ってるんですけど、中学校あたりとか、小学校今、グループ学習とかペア学習というのを進めて、一緒に学び合いを進めていたところだったんですけど、そういった顔をくっつけあつての授業というのはなかなかできないということで、難しいところもあるんですけど、視点としては、もう本当子どもたちの理解度に応じてっていうところで今進めてもらっているところです。これが教科の遅れには繋がらない、もうICTを活用したりとかそういったことも今、デジタル教科書なんかもありますんで、教科の焦点化ということで、とにかく学ぶポイントを教師・先生方にも絞って、子どもたちに伝え、そしてわかりやすい授業に努めてくれということでは話しておりますけど、そこがですね、なかなか先生方にとっても難しいところではあると思いますけど、もうそういったことをお願いしていくしかないかなと思ってるところです。

議 _____ **長** 山口議員。

6 番 山 口 教科の進度についてはですね、今回のコロナの臨時休業に対して文科省の方ではですね、いわゆる年度内に学習の遅れが解消できない場合、いわゆる進度が十分でなかった場合には、小学校6年、中学3年、高校3年の場合はこれは自動的に上に上がらざるを得ないわけですから、この場合はやむを得ないとしても、それ以外の子どもに対してはですね、遅れた分を例えば2年か3年かけてですね、いわゆる取り戻すような授業を文科省容認しているわけですね。いわゆる2年生の授業を2年3年かけてですね、やってもいいですよと、それを文科省容認していると。本町ではそういうふうな考え方はやっていかないのかどうかですね。いわゆる6年、3年というのはこれはもうどうしても進級その他の問題でやむを得ないんですけども、それ以下の学年については学年をまたがってですね、いわゆる学習を確保していくと、それを容認されてるわけですけども本町ではそういう点はどういうふうに考えているのか。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 はい、お答えいたします。先般ですね、文科省の方から今までずっと出てきた通知をまとめたパッケージというのが発出されました。そこで今、山口議員が言われたような内容が書かれてあるわけなんですけど、その2年3年またがってもいいという対象地域は、長期に3か月にわたって授業ができなかった地域を対象としているということですので、長崎県においては3月と、そういった3か月もという長きにわたってはしておりませんので、そういった2年も3年もかけずに、やっぱり学習の遅れを早いうちに回復させてあげるのが子どもたちのためにもなるのかなと考えているところです。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 今年の夏、夏休みが非常に短くなってですね、子どもにとっては非常に不満とかいろんなことが出てくる可能性もあるんですけども、それ以上にですね、マスクをしてですね、今言われてるのがマスクと同時にですね、これマスクすることによって熱中症の可能性が出てくると。だから夏というのは非常に近年は猛暑が続くと、異常気象みたいな形でですね、そういう中で夏休みの授業の中でですね、登下校含めて、学校内の活動含めて、マスクの着用とですね、熱中症の対策、これどういうふうな取り組みをされるのかですね、この点をお尋ねしたいと。

議 長 教育長。

教 育 長 はい。熱中症対策というのがやっぱり一番教育委員会としても気がかりで、学校、保護者についても、暑い中で子どもたち大丈夫だろうか心配する向きがあると思います。ですから、前例を踏襲というかですね、もういろんな拘束とか約束ごとはあるんですけど、そういったものを今までしていなかったような対策とか、前はこんな決まりだったからというのをやっぱり今回それを捨て去らなくてはいけないかなと思っております。まずマスク着用についてですけど、やっぱりフェイスガードですね、全面にするものはかなり暑いらしいです。テレビで見ましたけども、塾でそういったものをしているところでは汗がぼたぼたぼたぼた流れ落ちてきて集中力がなくなるということで、今、教育委員会で発注して、もう来週ですかね、入荷するんですけど、口用のフェイスシールドの口の衛生マスクというのを、透明のやつを、それをしようとしております。暑さはそれでかなりしのげるか

など思っております。上部が開いていますので効果があるのかというのが疑問視されるのですが、一応説明を見ると滞留によって飛沫が、感染予防にはなるということで説明してありますので、それを子どもたちに一人ひとりに配布を考えております。それから登下校につきましては、日傘をしてもいいとか、冷凍のやつをするとか、コールドスプレーというか、身体に、服に吹きかけると身体が冷えるというか、服が冷えて暑さを感じないとかいうようないろんなグッズもありますので、そして飴を、塩飴みたいなのを舐めさせるとか、ポカリスエットみたいな飲料を飲ませるとかですね、そういったことも熱中症対策として有効な手立てにつきましては、今後検討しながらそういったものの購入なんかについても考えていきたいと思っております。エアコンをつけてということで何とかしのげるかなとは思っておりますけども、換気もしなくちゃいけないということも書いてあります。コロナウイルスについては科学的な検証が今、だろうというようなことですね、検証がないままされている部分がありますので、確かに効くんだというようなことをしないと、予算だけかけたばかりに、あとはもう何も使わなかったと無駄になってはしょうもありませんので、今とりあえずは各学級のエアコンにですね、ウイルス対策のカバーをですね、カバーをしながら、冷やしながらウイルス対策もできるというものを今取付をしているところです。そういった30分に1回の換気とかいうことも気がけながらですね、授業を今後進めていかないといけないと思っておりますけど、そういった熱中症対策については今後そういった地域の皆様の協力を得ながらやっていかないといけないかなと思っております。先ほど言いませんでしたけども、登下校のときに疲れてしまう子どももいるかもしれないので、地区の総代さんに公民館をちょっと休憩場所として貸してくださいとか、企業の方にちょっと子どもが来たら休ませてくださいとか、子ども110番の家に子どもが立ち寄ったらちょっと水でも飲ませてくださいとかいうような、そういったお願いもしていかなくちゃいけないかなと考えているところです。

議 _____ **長** 山口議員。

6 番 山 口 時間もあんまりないもんですから、あと1、2聞きたいんですけども、2学期以降の行事の精選でですね、特に中学3年生がですね、進路とのかかわりが出てくるのかなと。特に今年度からですね、長崎県の公立

高等学校の入試制度が変わりますよね。いわゆる前期入試と後期入試という形で、今までと違って大幅に変わると。そういう中で、3年生等の進路とかそういうふうな関係でですね、非常に3年生が焦りその他出てくる可能性があると思うんですけども、そういったことに対する対応というのはどういうふうに考えておられるのかですね。

議 長 教育長。

教 育 長 はい。ただいまのご質問についてですけど、やっぱり勉強も大事ですし、子どもたちにとって部活とか行事、学校でしか得られない友達のかかわりとかですね、リーダーシップをとるとかいうような、やっぱりそういう大切な部分というのがあると思います。最低限そういった子どもたちの充実感を味あわせてやることも大切だと考えておりますので、体育大会については実施して、そういった思い出づくりというのも大事にしていこうと思っておりますけど、感染予防の観点からいくと例年行っている職場体験とかそういったことはできなくなりました。あと、合唱コンクールにつきましても飛沫、感染予防をどうしようかと今考えておりますので、そういったことで行事については時期を見ながら、また全国の様子を見ながら今後も注視しながら考えていかないといけないと思っております。そして大事な高校入試とか、就職、いろんな進路決定のところがあると思います。そういった部分につきましては今、長崎県の方としても入試のテストの問題について、出題の範囲をどうするかというの、各教育委員会、学校にも調査が来ておりますので、そういった中でも意見を、子どもたちのために負担にならないようなことをお願いしようと、意見をしようと考えているところです。以上です。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 時間ないんですけどあと1点だけお尋ねしたいんですけども、オンライン授業ですが、オンライン授業というのはですね、学校側だけにオンラインの整備をすればいいということではないんですね。これは当然受信する側の家庭でもそれだけの設備がないとできないと。それで家庭の中のオンラインのできる環境整備等についてはですね、家庭の経済的な負担もかかってくるわけですね。そういった点を解消しなければオンラインは進まないだろうと。だからそういった点をどう考えられてるのかという点が1つ

と、もう1つはこのオンライン授業に取り組むためには、先生方のスキルアップが必要であるかと。じゃあこれが逆にそっちに集中した場合ですね、先生方の労働荷重にならないような配慮というのはやっていく必要があると思うんですけども、その点どう考えられてるのかお尋ねしたいと。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 はい。それでは私の方からは、オンライン授業を実施する際の家庭の経済的状況の配慮という部分での質問の点についてお答えさせていただきます。今現在、今後オンライン授業なり、家庭でのタブレットを持ち帰るので、家庭学習ができる環境をやはり今後整えていくための考えをですね、示していかなければいけないということで、現在各家庭に対してですね、そうしたインターネットの接続ができるような環境がどのような状況にあるのかということですね、今調査をしているところでございます。そして、国ではこのICTの環境整備の中で、そうしたインターネット接続に関する部分についても支援をするようにという指示も来ているところでございまして、そうしたものをやはり支援する取り組みも今後やっていかなければいけないというふうに考えております。

議 長 簡潔にお願いします。

教 育 次 長 はい。モバイルルーター等もですね、整備をして、通信費については一般的な家庭はご負担をいただく必要がございますけれども、準要保護の家庭などについてはですね、そうした部分で支援をしていくと、通信費について支援をしていくということで、今現在考えているところです。以上です。

議 長 教育長。

教 育 長 はい。教員の負担とかいう部分につきましては、先ほど述べましたICT支援員というのを今度9月から企業から出して、週1回各学校に回ってですね、先生方の指導とか、そういった教材作りということで役立てようとしております。そしてまた各学校にですね、こういった「eライブラリ」というのがありますので、こういったことで子どもたちを鍛えていきたいと思っております。

議 長 時間です。

6 番 山 口 以上で終わります。

(1 1 : 0 4)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 1 : 0 4)

(…休 憩…)

(1 1 : 2 0)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、堀池浩議員。

5 番 堀 池 議席番号 5 番、堀池浩です。

初めに、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった方々に、心から哀悼の意を表しますとともに、療養中の方々に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、新型コロナウイルス感染症対策について質問します。

新型コロナウイルス感染拡大という未曾有の国難の中にあつて、緊急事態宣言は解除されましたが、決して気を緩めず、感染「第 2 波」「第 3 波」への備えに万全を期す必要があります。そこで以下の点について尋ねます。

すべての国民に一律 10 万円を支給する「特別定額給付金」の受付・給付状況はどうなっていますか。

2 つ目、川棚町新型コロナウイルス感染症緊急経済支援給付金事業の第 1 弾の申請状況はどうなっていますか。

今後のことについて国会では、新型コロナ対策も含め高額第 2 次補正予算が決定しましたが、今後の対策についてです。

川棚町新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施事業一覧の番号 4・5、これは公共的空間安全・安心確保事業では、介護保険事業者と障害者支援施設はありますが、こども園などの保育・幼児教育事業者への補助金事業は検討できませんか。

同じく、番号 7 番、防災活動支援事業の災害避難所感染症対策事業では、マスク、消毒液、避難所パーティションの購入となっていますが、段ボールベッドの購入・配備は検討できませんか。

5 番、国の活用事例 47 に学校給食関連事業者等への応援事業、また、事例 81 には理容業・美容業応援事業とありますが、こういう応援事業は検討できませんか。

最後に、現在、国・県・町で支援策を行っていますが、各々の支援内容や条件、申請期間、方法など非常にわかりにくいいため、1枚A3版くらいの1枚の案内版にまとめて全世帯に配布はできませんか。また、コロナ対策関連総合案内所を設置できませんか。以上、壇上での質問を終わります。

議 長 町長。

町 長 堀池議員の新型コロナウイルス感染症対策についてご質問にお答えいたします。ただいま、6つの項目についてご質問いただきましたので、順次お答えをいたします。

まず、①の特別定額給付金の受付・給付状況についてであります。基準日であります令和2年4月27日現在で、本町の住民基本台帳に記録をされております対象者は、1万3,814人でありまして、世帯数にして、5,862件であります。このうち、6月9日までに申請を終了された5,667件、人員にして1万3,436人、率にして97.26であり、この分につきましては、既に給付、いわゆる口座振込みも完了いたしております。その後、6月10日から16日までに、61件、147人の申請があり、この分につきましては、6月23日に口座振込みを行う予定であり、これを含めますと、率にして98.33パーセントという受付及び給付の状況であります。今後は、未申請者の方に対しまして、改めて文書を送付して申請を促すなど、可能な限り多くの方の給付が完了するよう努力してまいりたいと、このように考えております。

②の新型コロナウイルス感染症緊急経済支援給付金の第1弾の申請状況はとのご質問であります。5月1日付で補正予算の専決処分をさせていただき実施をいたしております。新型コロナウイルス感染症緊急経済支援給付金事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行による影響の大きい町内飲食業、観光事業を営む事業者に対し、経営継続のための給付金を交付をするものであります。緊急的な経済支援として、約70事業所の飲食業、旅館・ホテル業、観光バス事業を対象として、令和2年4月の売上高が、前年同月比で50パーセント以上の減少がある事業所に対し、1事業所当たり一律20万円を給付しているものであります。受付期間を令和2年5月2日から7月31日までと定めておりまして、6月17日現在の申請受付件数は54件で、申請率は約77パーセントでございます。

次に3つ目の質問についてであります。こども園等の保育・幼児教育事業者への補助金事業は検討できないかのご質問ですが、当初は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業の候補として、介護保険事業者、障害者支援施設と同様に、こども園等の保育・幼児教育事業者につきましても、先ほどおっしゃいました公共的空間安全・安心確保事業として実施をしようと、このようにしておったところであります。しかしながら、地方創生臨時交付金の対象事業を最終的に絞り込む際、こども園等には、既に今年3月、国の補助制度において、同様の支援策が行われており、1施設50万円を限度として、補助されていることもあり、除外したところであり、国からの交付金第2弾が決定したら改めて検討するというところからあります。しかし、このたび、国において、こども園等に対して3月に実施された支援策と同様の1施設50万円を限度とした補助制度が実施されることとなりましたので、今のところ同じような支援策は必要ないものと、このように考えております。したがって、こども園等の保育・幼児教育事業者への補助事業につきましては、検討する考えはありません。

④の番号7の災害避難所感染症対策事業で、マスク、消毒液、避難所パーティション購入となっているが、段ボールベッドの購入は検討できないかについてであります。段ボールベッドは、床に横になるのに比べて、高さがありますので、高齢者なども寝起きがしやすく、床に滞留したほこりなどを避けることができますので、新型コロナウイルス感染予防にも繋がるといわれておまして、災害避難所の感染症対策の1つとして、検討を行っているところであります。また、町内に製造事業所があることから、当該事業所からも製品について詳しく聴き取りを行ったところであり、そうした中で、まずは、段ボール製の避難所パーティションの購入について予算措置を行ったところであり、段ボールベッドにつきましては、保管しておく梱包サイズも一定の容積がありまして、保管スペースの確保が必要であり、また、重量が18キロもあり、緊急時の持ち運びや運搬を考えると、避難場所のなるべく近くに保管した方がよいなどの検討課題があります。現行におきましては、避難所である中央公民館やいきがいセンターにおいて、保管スペースの確保が難しい状況であります。どうか保管場所を確保して、導入を図るよう、現在、検討をしているところであります。また、他の代替品、例えば

エアベッドなどで本町の事情に見合うものがないかについて、検討を重ねているところであります。

次に⑤の国の活用事例47についてであります。この活用事例は、臨時休業により影響を被る学校給食用食材納入事業者等に対する支援策の例として、示されているものであります。そこで、教育委員会に確認をいたしましたところ、本町の学校給食に食材等の納入をされる町内業者は7事業所ありますが、小中学校の臨時休業により、その間、学校給食の食材等の納入も不要となり、各納入業者の方々の収入に多少は影響があったと、このように思われます。しかし、いずれの納入業者も本町の学校給食に専属的に納入を行う業務形態ではないので、本町の小中学校の臨時休業により、各納入業者の収入減に直接どのように影響があるのか、把握することは極めて困難であるというようなことであります。そのようなことから、一般的な事業の収入減・売り上げ減に対する経済対策等の支援策により措置されることが適当であると思われまますので、他の事業との支援の均衡を図るうえで、本町の学校給食関連事業者等に対して特別な支援策を設けることは考えなくてもよいのではないかと、このように判断をいたしております。

同じく、⑤の後半の事例81は検討できないかのご質問であります。新型コロナウイルス感染症緊急経済支援給付金事業の追加対策として、5月22日に補正予算の専決処分をさせていただいた第2弾において、新型コロナウイルス感染症の流行により、令和2年4月の売上高が、前年同月比で20パーセント以上の減少がある中小企業事業者、個人事業主に対して、1事業所当たり一律10万円を給付するものであります。議員ご指摘の理容業、美容業も対象となっております。既に申請があった方には支給済みであります。ご質問の、令和2年5月1日付で内閣府地方創生推進室から出された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事例集の中の、事例81は、理容業・美容業応援事業について紹介されておまして、社会に欠かすことができない施設である理容業・美容業について、その施設の衛生水準を高めることで利用者の安全を確保するとともに、事業の継続を図るために事業者が行う清掃、消毒等の公衆衛生確保の活動の強化に対して奨励金等により支援をする、そういった内容であります。理容業・美容業につきましても、特に密接は避けられない業種でありますので、衛生面におい

ては特に注意をはらう必要があると、このように思われます。そこで川棚町としても、利用者の安全を確保するとともに、事業の継続を図るために事業者が行う清掃、消毒等の公衆衛生確保の活動の強化に対して支援をしていきたいと考えているところであります。しかし、その後、6月11日付の通知により、長崎県において、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた追加の取り組みとして新しい生活様式対応支援補助金制度が創設され、その受付が、平成2年6月15日から開始をされたところであります。対象事業といたしましては、店舗等において消費者等と接する機会の多い中小企業・小規模事業者とされておりまして、理容業、美容業も含むほとんどの業種が対象となっておりまして、1事業所当たり10万円を限度とした補助制度となっているようでありまして、ぜひ、その補助金を活用していただきたいと、このように思っております。したがって、町独自の支援策は考えなくてもいいのではないかと思われます。

最後の⑥おもな支援策が、国・県・町で行っているがわかりにくいため、1枚の案内版にまとめて全世帯に配布はできないか、また、コロナ対策関連総合案内所を設置できないかの質問でございますが、議員ご指摘のように新型コロナウイルス感染症対策として、国・県・町においてさまざまな対策、支援等が講じられております。本町の支援策につきましては、各世帯へのチラシ等の配布、広報誌への掲載、対象者への通知、関係機関を通じての周知、町広報・町ホームページへの掲載など、それぞれの支援策の対象者や実施時期に応じて、可能な限り迅速な支援が行き渡るよう周知に努めてきたところであります。議員からご提言がありました1枚の案内版にまとめて全世帯に配布という方法につきましては、今まで各支援策を、最も効果的に、かつ、迅速に周知を図るということを最優先としていたために、集約したうえで配付するという時間的余裕がなかったことから、実施をいたしておりません。しかしながら、総合的な支援策を周知するというのも大事であると判断をされますので、今後、本町において実施している支援策、国・県の支援策を取りまとめ、各世帯へ配付することにしたいと、このように考えております。

また、コロナ対策関連総合案内所を設置できないかについてでございますが、現在、コロナ対策につきましては、それぞれの担当課において対応をし

ておりますが、それぞれの部署において、相談を受ける中、他の部署の支援に該当すると思われる場合は、連絡や連携を取り合っており、現在のところ特に問題は生じておりません。そうした状況において、コロナ対策関連総合案内所を設ける必要はあまりないのではないかと、このように思われますので、設置する考えはありません。そして限られた職員数で、現在の仮移転の環境で事務を行っている中、物理的にもそのような案内所を設けることは困難でありますので、ぜひご理解を賜りたいと存じます。以上、答弁といたします。

議 _____ **長** 堀池議員。

5 番 堀 池 まず1つめの質問の答弁の関係なんですけども、6月23日振込みで、98.33パーセントということで、かなり支給の方も済んでいるなという思いがします。また、その手続き等本当に大変な中であつたかと思うんですけども、担当された方々に感謝申し上げます。ただ、未申請者に改めて文書発送ということがあるんですけども、中にはまだ申請書を手元においてどういう書き方をしたらいいかというのわからない方もおられます。また、特に独居の高齢者の方々、文書だけではなく、もしできましたらば、訪問なりそういう感じで再確認はしていただきたいなど。高齢者の方が記入の仕方、あるいはこれは受けていいんだろうかどうかという、迷っておられる方もまだおられるかと聞いておりますので、その点、文書発送だけではなく、あるいは電話でも結構です。ただ電話になると最近では詐欺の問題がありますのでやはり訪問で説明した方がいいかなと思うんですけども、その辺の手立てというのはどうでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。あとわずかな方が申請されておられますが、考えられるのは今おっしゃったように独居老人であるとか、あるいはそういった申請をすることに対して十分な知識といたしますか、そういったものがない方が多いのかもしれませんが。そこでまずは文書で再度通知をして、そしてそのあとのことにつきましては、今は議員は訪問などをしてという話がありましたが、今回のこの申請につきましては、まずは3密を避けることが一番だということで、接触機会を極力減らすために、郵送による申請書の送付、郵送による申請書の受付ということをしておりますので、家庭訪問に

については少し考えなければいけないと、このように思っております。そして1つの方法としては、例えば独居老人であれば地域の民生委員さん方に訪問していただくということも方法としては考えられますが、これについても国の方からは極力そういったことは控えなさいという指導も受けておりますので、非常にそういったサービスができない状況であります。そういったことで、まずは再度文書で通知をしてみたいというふうに考えております。以上でございます。

議 _____ **長** 堀池議員。

5 番 堀 池 はい。特にこのコロナというのは接触を避けないといけないというのが前提にあるものですから、なかなかサービスに関しても難しいとは思いますが、今言われました、まず文書でということはいまもう早急にお願いしたい。ただ、そのあとの接触を減らすために、もうマスクをし、また訪問する方がそれを注意して、なるべく、受けたかったのに、受給、欲しいのにできなかったという方がおられないように、手立ての方をよろしくお願ひしたいと思います。

あと、次に、新型コロナウイルス感染症緊急経済支援給付金、これは川棚町の第1弾の申請状況なんですけども、これが申込み、申請期間が7月31日までということで今答弁があったんですけど、当初は私は5月31日と全協の方で聞きまして、もっと延ばせないかということを書いてたんですけども、7月31日までということなんでちょっと安心しました。ただ、この必要書類、これが売上高比較表とか、売上高がわかる資料、個人事業主は資料作成になかなかやっぱりかかってくるんじゃないかなというところがあるので、その辺のまた指導というか、50パーセント以上なったところで、この給付金が必要な方で申請の方法がわからない方に対しての手立てっていうのはどういう形で考えておられますでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。今いろんな事務的なことが質問されておりますが、実はこの新型コロナウイルス感染症対策につきましては、法律に基づく対策本部を立ち上げまして、そして、その本部長に町長が就任をいたしております。それから、緊急経済対策につきましては、特にこの本部の中です、緊急経済対策部会というのを設けまして、副町長を部会長として、

関係する課長等々で組織をしております、その部会の中でいろんな事業を検討し、そして今日まで展開をしてきております。そこで、要はそういった事務的な質問がありましたので、そういったことにつきましては副町長、あるいは関係課長から答弁をさせますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。今、堀池議員の質問ありましたけども、お答えいたします。手続き等のことにつきましては、基本的にはですね、担当課の方に申請をしていただくような形にはなるんですけども、商工会の方に行かれます、手続き等のどういったものを準備をして、すればいいですよというサポートはしてはいただいております。あと直接ですね、担当課の方に持ってこられまして、書類がちょっと不備なところもやっぱり若干ありました。そこにつきましては、担当者の方ですね、丁寧に指導してですね、再度持ってきていただくという形にはしておるところであります。以上です。

議 _____ **長** 堀池議員。

5 番 堀 池 はい。同じくこの支援給付金の件ですけども、6月17日現在54件、77パーセントと、ただ条件が、これは4月の売り上げが50パーセント以上というものであります。もちろん4月もそうなんですけども、5月は大型連休、ゴールデンウィークのときに自粛がありました。ここでの売り上げ期待していた業者もやっぱりかなり減ってるかと思うんですけども、例えば4月だけではなくて5月も含めて、あるいは4月は30パーセントの減だったけども、5月は50パーセントどころじゃないよという企業もあるかと思うんですけども、その点、例えば4月のみじゃなくて5月減少というところまでの条件の緩和というのはできないんでしょうか。

議 _____ **長** 副町長。

副 町 長 今までの申請状況等を見まして、やはり2月、3月、資料としては4月分だけ付けていただければいいんですが、中には2月、3月等も付けていらっしゃる場所もあります。そういうのを見ますとやはり落ち込んでいるところは4月にですね、急激に落ちているという状況もございます。で、今まで既に7割以上支給しているその制度を途中で変えるというのはなかなか、既に支給をされている方とのバランスもございまして、さら

に広げるという考えは今のところはございません。以上でございます。

議 長 堀池議員。

5 番 堀 池 今、制度が形として決まってるんでこれを変更、今までの支給した方との差というのがあるので変えられないという話なんですけども、例えば今、第2回の補正、国会の方でも決まりましたけど、今後また各自治体には下りてくるかと思うんですけども、その時に今度5月売り上げ減になった方ということでの新たなまた支援策というのは検討できませんか。

議 長 副町長。

副 町 長 はい。国の方のその臨時交付金、まだ内容がはっきりしておりませんので今の段階で何とも言えないんですが、その状況によりましてはですね、今までカバーできなかった部分について何らかの支援を行うということは考えてもいいのではないかというふうに考えております。

議 長 堀池議員。

5 番 堀 池 3番目のこども園等の保育・幼児教育者への支援金ということで、申し訳ございません、私の方ちょっと情報収集の仕方がおかしかったのか、3月以降再度また1施設50万ということでの国からの実施があるということがありますので、一番いいのはやっぱり国からの支援というのが一番いいんですから、あとこれを有効に各事業者の方が活用していただければと思います。

4番目、防災活動支援事業の方なんですけども、このダンボールベッド保管スペースが一番の問題になると。重量、またサイズというのがあるんですけども、町の避難所としてまず、まず町の避難所の体育館、公会堂、公民館の方にはやっぱりこれを入れるスペースというのはないんでしょうか。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい、お答えいたします。公会堂あるいは体育館というものも避難施設には入っております。ただ今回ですね、特に夏場注意をしないといけないのが、このコロナウイルス対策によりまして非常に密集をさけないといけないというのと、それとやはり夏場はですね、いわゆるエアコンがないところは非常に収容が困難ではないかということが言われております。したがって、体育館等でですね、どの程度設置するか、それは今検討中でありまして、それで先週12日にですね、時津町において、県と時津町で合わせ

たそういう避難所設営についての説明会というのがありまして、これも大きなテーマになっております。全県下ですね、やはりコロナウイルス感染症に対応した避難所、これの在り方が非常に変えなければいけない。従来の方法ではもう到底対応できないということが言われております。したがって、避難所もですね、今現在、大体中央公民館、そしていきがいセンター、この2箇所が大体受け入れ先、ここで事足りてるんですけども、これをさらにどう広げるのか、拡大するのか、これも非常に大きなテーマとなっております。ですから体育館、あるいは公会堂というのもその対象に入れないと、考えに入れるべきだとは考えておりますけれども、本当に、特に夏場の対策として適当であるか、それはまた判断をしていかなければいけないと、そういうふうに考えております。以上です。

議 _____ **長** 堀池議員。

5 番 堀 池 特にこの夏場の災害というのが集中するときでもありますし、急ぎ、特に本町は昨年からの避難所のそういう備蓄とか、そういうのが始まりましたけども、ちょっとスピードアップしていただいて、対応の方をよろしくお願ひしたいなと思います。ただ、私はダンボールベッドと言いましたけども、町長の方から答弁ではエアベッドも検討すると、エアベッドは今テレビでやっているようにコンパクトで空気を入れればなるということであれば、単価的にどうかなというのはあるんですけども、エアベッドの方がダンボールベッドよりもまだ保管からいいかなとは思っていますので、その辺もよろしくお願ひいたします。

あと、学校給食関連、理容・美容の方なんですけども、今後新しい生活様式になっていくということでもありますけども、特に理容・美容の方には売り上げ減で申請がありましたと、これはあくまで売り上げの減少の分の少しでも補填していただくという措置だったと思うんです。もう1つ、一歩進んで公衆衛生確保、これが一番各事業者とも悩んでおられるんじゃないか、また、もう導入をされてるところもあるんじゃないかなと思います。2次補正が今後下りてくる形にはなります。その金額もまだわかりませんが、その辺も下りてきたときに対応できるように検討の方をお願ひしたいんですけども、いかがでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町長 はい、お答えします。理容業・美容事業者については先ほど参上で言いましたように、県がそういった事業を立ち上げまして、既に申請受付が始まっておりますので、そちらを利用していただければ大変ありがたいと、このように思っております。以上でございます。

議 長 堀池議員。

5 番 堀池 すいません。年齢のせいちょっと耳が遠くなって申し訳ございません。理解不足でした、ありがとうございます。

では最後の案内版、これは案内版を今後考えていくということがありましたけども、本音を言いますと、せっかく国、また県も町も一所懸命この支援策を講じてきていると。あと、それが内容がよくわからない。特にインターネット見てください、ホームページ見てください、これ高齢の方はなかなか厳しい。また、申請書類もなかなか難しいというところでの、その総合案内所。各課で担当してると言われますけども、相談があったときに相談内容によって、国はこういうのやっていますよ、県はこういうのやっていますと、国の分はここに連絡してくださいとか、そういう具体的な道筋をつけれるような案内、そういう総合案内所を設置というので、お願いしたいなと思って質問したんですけども、その点はいかがでしょうか。

議 長 町長。

町長 はい。最後の質問ということで再質問がありましたけど、まず総合案内のパンフレット、これにつきましては東彼杵町などでも作ってありまして、でも、あれでA4版の1枚の紙に印刷、A3か、の紙に印刷してありましたが、あれでもやっぱりわかりにくいなと私も思いました。でもやっぱりそういったことは必要でありますので、もう少し工夫をして作るようにいたしております。それから、総合案内所につきましては、まずこれまで取り組んできて、そうそこまで設ける必要ないところと思って設置することは考えておりませんし、また今の仮庁舎の中でやっぱりそれは難しいんじゃないかと、いろいろ前向きに検討いたしましたが、そういう結論に至っております。そういった状況をぜひご理解いただきたいと思います。

議 長 堀池議員。

5 番 堀池 今回同時に起こったような、仮庁舎、狭い中での分なんで厳しいと思いますけども、そのパンフレット、特に皆さんがわかりやすいよう

に、これは特にですね、こういうのがあるけども申請期間はいつまでやろうかとか、書類は何が必要やろうかと、そういうのはなかなか分かりにくいのが確かな問題です。あと連絡先、ただ連絡先を書かれても、電話したらなかなか通じないというのがあるんですけども、やはりそういうところをわかりやすいパンフレット、工夫していただいて、受給できる方が1人でも受けていただけるようお願いしたいと思います。以上で終わります。

(1 1 : 5 9)

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 1 : 5 9)

(…休 憩…)

(1 3 : 0 0)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 _____ **長** ここで、町長より発言の訂正の申し出がありましたので許可をいたします。町長。

町 _____ **長** はい。先ほど堀池議員から一般質問を受けたわけですが、その中で事例81の理容・美容業についてのご質問がありましたが、その件については、6月11日付の通知によりまして、長崎県において追加の取り組みがあるということで、その受付が平成2年6月15日から開始をされたというふうに壇上で答弁いたしましたが、これは令和2年6月15日の誤りでございますので、訂正させていただきます。以上でございます。

議 _____ **長** 一般質問に戻ります。次に、堀田一徳議員。

1 0 番 堀 田 皆さんこんにちは。議席番号10番、堀田一徳です。

通告文にしたがい、大村湾を活かしたまちづくりについて質問をいたします。

大村湾は閉鎖性水域で沿岸の人口も多いことから水質が問題になっているが、下水道と合併浄化槽の普及や沿岸市町での取り組みにより水質はいくらか改善しつつあります。また、夏場6月から8月に起きる赤潮等の発生にも悩まされております。平成28年8月の大村湾サミットでは沿岸市町が連携し交流を促進するよう求めています。

本町には、小串湾、三越湾、百津沖など風光明媚な海があり、大村湾の特性を活かした地域活性化や地域資源などを活かしたまちづくりが求められて

います。

豊かな海を取り戻すための対策と、そこにある資源を活かしたまちづくりについて、以下の点を尋ねます。

①町内の漁港が整備され、漁港を活用した大村湾特産品などの消費拡大を目的としたイベント等が開催できないか。

②貧酸素水塊対策では、時津町沖でエアレーション技術の実用化で実績が出ています。本町沖でも実施できるよう要請できないか。

③本町の大崎半島、片島、市街地を海から舟で眺望するため、遊漁船の活用による海上遊覧が実施できないか。

④2014年町長就任挨拶の中で町有地である瀬戸ノ島の有効活用による誘客を進めたいと述べられましたが、その後の経過と活用を尋ねます。以上、質問いたします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 堀田議員の大村湾を活かしたまちづくりのご質問についてお答えいたします。

まず①では、町内の漁港が整備され、漁港を活用した大村湾特産品などの消費拡大を目的にイベント等が開催できないかのご提言であります。本町内には、漁港法に基づく漁港が2箇所ありまして、以前は惣津漁港、三越漁港と言っておりましたが、平成29年度に合併し、現在は川棚西部漁港という名称となっております。それぞれ、惣津地区、三越地区と呼んでおり、その2つの漁港とも一定の整備ができています。また、川棚漁業協同組合につきましては、昨年4月1日付で、大村湾漁協と合併をいたしておまして、現在は、川棚支所というふうになっております。その大村湾漁業協同組合の本所があります時津町の直売所においては、大村湾の地魚を中心に県内産の活魚や鮮魚や水産加工品を提供するイベント等も開催をされているようであります。そのほか、県主催による大村湾に関する環境学習や海産物を使った調理実習等が開催をされております。

本町におきましては、毎年3月に町主催により開催をしておりますふるさと感謝祭では、海産物等も少しではありますが、展示販売をしているところでもあります。そこで今後は、ふるさと感謝祭の中で、大村湾の特産品をもっと多く提供できるよう、その充実を図りたいと、このように考えておりま

す。

次に、貧酸素水塊対策では、時津町沖でエアレーション技術の実用化で実績が出ている、本町沖でも実施できないかというような質問であります。ただいま議員もおっしゃったように、大村湾は閉鎖性水域であるため、表層から低層への酸素供給が制限される夏になりますと、海底付近に沈積した有機物の分解に酸素が消費をされ、貧酸素水塊が発達するようであります。そこで、県において、貧酸素水塊の発生状況等を把握するために、平成21年から25年にかけて観測調査が実施をされております。それによりますと、湾中央部から南部一帯にかけ貧酸素水塊であり、特に時津町沖は溶存酸素量が10パーセント以下とされており、酸素がほとんど無い状態で、魚介類に有害な硫化水素を含む場合もあり、その海水が着岸いたしますと青潮の発生になるとされているところであります。このエアレーション施設は、長崎大学が貧酸素環境の修復を目的に、平成23年度から25年度に設置をし、夏場の貧酸素水塊が発生する時期に、海底に空気を送り込むことの効果について現場実験が実施をされましたが、結果的には、貧酸素水塊形成の原因となる成層化を弱めることが、上昇流の影響が表層まで達しなかったとのことのようにあります。その後、平成26年度に長崎県が施設を譲り受け、散気手法を改良し、実証実験を行っているようであります。現在は、大村湾の環境保全のため、大村湾漁協において、平成29年度から年次計画で大村湾中央部の海底耕運が国庫補助事業で実施をされております。また、本町においても、平成29年度から町単独事業として、旧3漁協管轄の3海域を年次計画で海底耕運事業を実施をしている状況であります。このように、エアレーション施設の設置につきましては、貧酸素水塊が特に発生した海域で実施されたものであり、川棚沖は調査データを基に海底耕運をすることが効果的だとされており、エアレーションの実施要請を行うことは考えておりません。

なお、大村湾をきれいにする会におきましては、大村湾の自然環境を守る観点から閉鎖性海域による貧酸素水塊や赤潮の発生が漁業への深刻な影響を及ぼすことを踏まえ、湾内の浄化について抜本的な対策を講じるよう国へ要望をしているところであります。

次に、③の本町の大崎半島、片島、市街地を海から舟で眺望するため、遊漁船の活用による海上遊覧が実施できないかの質問であります。ご承知

のように海上から陸地を眺望いたしますと、普段とは違った景色、雰囲気を感じ出してくれることは間違いなく、観光面においても誘客に繋がるものと思っております。しかし、遊漁船を活用して海上遊覧を行うことにつきましては、これは民間事業者や観光協会等で実施をするべきものと考えており、町で実施をすることは考えておりません。

④では、2014年町長就任挨拶の中で町有地である瀬戸ノ島の有効活用による誘客を進めたいと述べられたが、その後の経過と活用を尋ねるとのご質問であります。平成26年9月の定例議会におきまして、二期目の町長就任にあたっての、町政運営の所信を述べさせていただきましたが、その中で観光振興について、大学との連携による調査研究の成果の具体化の取り組み、マリンスポーツの誘客による活性化、瀬戸ノ島の有効活用、片島魚雷発射試験場跡地の公園化などによる誘客を進めていきたいと、このように申し上げたところであります。

そこで、ご質問の瀬戸ノ島の有効活用の取り組みについて、これまでの経過をご説明申し上げます。平成26年7月にハウステンボスが計画をしている新たなアトラクション用地として、大村湾内の無人島やオランダ村などが検討されていることが新聞で大々的に報じられたところであります。そこで、かねてより本町の大崎自然公園再生計画策定書に瀬戸ノ島の整備活用が課題として挙げられておりましたので、絶好の機会と捉え、アトラクション施設の建設用地としてハウステンボスに提案をしたところであります。その後、平成27年5月には、ハウステンボス側から、瀬戸ノ島に来園者向けのコテージを新たに建設する提案を受けましたので、町といたしましては開発行為の可能性について、県の都市計画課と協議を行ったところ、都市計画区域であり建築確認申請が必要であるとの見解をいただいたところであります。また、瀬戸ノ島で町道等の指定を受ける道路に、対象建築物、いわゆるコテージが2メートル以上の接道が確認できれば許可することはできるとのこと。さらに、開発面積が3,000平方メートル以上となる場合は開発協議が必要となり、都市計画法以外の規制を受けることとなるとの、このような見解が県の方から示されたところであります。その後、平成27年5月に、建築確認の窓口であります県北振興局と建築確認申請についての協議を行いました。当時は、コテージの建設計画に係る詳細な資料もなく判断で

きないとの見解であり、開発行為に係る計画書等の作成を求められたところ
であります。その後、平成27年6月にハウステンボスとの事業連携につい
て協議を行い、瀬戸ノ島開発の可能性についての報告を行うとともに、県か
ら指摘があった関係資料の作成を依頼し、このことについてはハウステンボ
ス側も理解をされたところであります。その後、平成28年2月に開催され
ましたハウステンボスとの事業連携の協議の中で、ハウステンボス側から、
今回は西海市の無人島を購入することにした旨の報告を受けたところであり
ます。また、ハウステンボス側によりますと、今後も大村湾内の無人島の購
入は進める計画はあるが、今回購入した無人島の開発状況を見ながら判断す
ることとなるとの説明でありました。経過につきましては、このような状況
であります。今後の対応につきましては、ハウステンボスの無人島開発の構
想が現在も継続していることもあり、その候補地の一つの島として検討され
ているものと認識しており、今後も期待をしているところであります。以
上、答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 堀田議員。

10番堀田 はい。まず最初、漁港が整備されましたので、そこを使って
ですね、イベント等を開催できないかということですが、今の町長の答弁
ではふるさと感謝祭が毎年3月の第2日曜日ですかね、に行われていますけ
ど、確かにサザエとかウニとかそういった魚介類が確かに出ておりますけ
ど、まだちょっとやっぱり農産物中心であります。それで、時津町あたり
で、時津町の物産展あたりでやっています、例えば三越漁港、あるいは平島
の公園のところの堤防とか、あの辺で漁師さんが今なかなか少ないようす
けど、漁はされておりますので、俗に言う船市、要するに船でそのまま捕っ
てきた魚をそこでお客さんに販売し、あるいはそこで魚の捌き方あたりを教
える体験ですかね、魚捌き体験とかっていうふうなことを、例えば平島沖と
か三越沖とか惣津の漁港でありますけど、それでどっか1箇所絞ってそう
いうことができないかですね、検討できないか尋ねます。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。今議員がおっしゃったようなイベント
につきましては、基本的には漁民の、あるいは漁協の協力が必要不可欠であ
ります。以前、三越漁港の方では、三越ざっこの会が主催して、7月20日

の海の日イベントとして、今議員がおっしゃったような内容のイベントを実施をしてきた経過があります。それも現在はもうできていないわけですが、特に漁業の場合は、漁民の高齢化、あるいは後継者不足が顕著にあらわれておりまして、おそらくこういった提案を漁協に持っていても引き受けてもらえる状況にはないのではないかと、このように思っております、確かに漁港も整備され環境が良くなりましたので、そういったイベントが開催できればいいなど、こうは思っておりますが、現実的にはなかなか難しいのではないかとこのように思っております、そういう提案があったことについては漁協とも協議をしてみたいと思います。以上でございます。

議 _____ **長** 堀田議員。

1 0 番 堀 田 はい。確かに漁民の方も少のうなっていらっしゃいますし、確かに漁協の協力がなければ多分できないと思います。それで普通消費者にとって漁港というのはなかなかそこに行くという機会がないわけですね。そうするとやっぱり町で建設をした漁港でありますので、やはり町民の方、あるいは消費者の方に来てもらって、魚の魅力あたりを伝えればいいなと思っておるわけですが、やはりそこは役場の産業振興課の方でそういった要請を漁協の方に強くお願いをするっていうことはできませんか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。理想は理想として理解できますが、現実には無理です。私も一組合員ではありますので、よく漁民、あるいは組合の状況は承知をしておりますが、当時、さっき言いましたように三越ごこの会を中心として三越の漁民皆さん方と一緒にあってそういったイベントを開催したときには、メインとなるエビ、シャコが十分その時期に捕れておりました。しかし今はその時期にそのエビ、シャコが漁獲できるか全くわかりません。したがって、イベントする場合には当然ときを決めて、そして周辺にそういったイベントを周知をしながら、準備をして開催するわけですが、そういった計画ができない状況であります。それと先ほど言いました高齢化、後継者不足ということで、理想は理想として理解はしますが、難しいというふうに思います。以上です。

議 _____ **長** 堀田議員。

1 0 番 堀 田 はい、わかりました。本来ならばですね、そういった漁民の

方がもう少し若い人あたりが後継者がいて、一所懸命される方がいらっしやればそういうことができるんだろーと思えますけど、ちょっと無理ながらも何かそういった呼びかけをしていただきたいと思います。

②の貧酸素水塊対策では、エアレーション技術を時津沖では結構やられておられますけど、本町沖ではちょっともう要請はすることはないということですけど、やはりそういったいろいろな成果で二枚貝の栽培とか、あるいはそういった藻場もですね、藻による浅場の再生とかそういったこともやはりいろいろ大村湾きれいにする中では必要かと思えますけど、今ガラス砂によるそういったところが大村の方で行われておりますけど、川棚の方にもそういった海をきれいにするようなですね、その浅場をつくるような、今ある浅場をそういったとにするような考えってというのはありませんか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。具体的に通告があっておりませんので答える準備はしておりませんが、大村湾をきれいにするという観点から、あえて答弁をさせていただきますが、先ほどおっしゃったガラスの砂浜をつくる事業につきましては、実は再生砂による浅場づくり実証事業ということで県が数年前に大村市の空港に行く橋の手前の海岸で実施をされまして、一定の成果があったということで、それにつきましては私も大村湾をきれいにする会の会の中で、ぜひ川棚町でも実施をしてくれということで要望をしたことがあります。ところがこの事業が次の年が時津町で計画をされておまして、2つの事業、2回の事業で一定の成果があったということで、既にこの事業は取りやめになっております。もしそういった機会があれば、次は大崎半島の立目浦の海岸にできればなとも思っておりまして、今後も県の方に要請をしていきたいと、こう考えております。

議 _____ **長** 堀田議員。

10番堀田 はい。そういうふうに要請をお願いいたします。

③ですけど、これは町で実施することはできないという答弁でしたので、これも観光協会の範囲内かあるいは漁業組合の協力がなければ多分できないと思うわけですね。やはりこれには、免許がいると思うんですけど、やはりそういった遊漁船の免許あたりを持ってらっしゃる方ってというのは、町内どのくらいいらっしゃるのかですね、その辺をちょっとお尋ねいたします。

議 長 町長。

町 長 はい。遊漁船が町内に何隻、何事業者いるのかというご質問ですが、今日はその質問は担当課の方でもわからないそうです。プレジャーボートが三越地区に27隻、惣津地区に26隻。漁船は三越地区に32隻、惣津地区に34隻という登録がっております。その中で遊漁船の免許を取得した方が何人いるかは今のところ把握しておりません。以上でございます。

議 長 堀田議員。

10番堀田 はい、わかりました。もしこういうことができるようであればですね、町では考えてないということですので、次にいきます。

④瀬戸ノ島の有効活用で、平成26年の7月からですね、ハウステンボスの協議あたりをされておってですね、今の町長の答弁では西海市のところで無人島を購入したそういったアトラクションがっておりますので、その一環としてまだ瀬戸ノ島の方もそういった検討の範囲内にあるという答弁でございましたけど、やはりこれも町有地でございますので、やはりいろいろな無人島、あそこをちょっと開発をしてもらって、無人島プランとかあるいはあそこに井戸があったかどうかちょっと定かでないんですけど、そういった井戸の整備とかですね、そういったことをこう、あそこをするような町として、その町有地であるところをそういった整備をするという考えはありますか。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。まず川棚町にとりましては、観光事業の活性化というのは、これは非常に大切な行政課題の1つだと、このように認識をいたしております。私も平成22年の9月に町長に就任したわけでありまして、そのときに観光事業の活性化を選挙公約にしておりました。その2期目の当選の際の所信表明においても先ほど言いましたようなことを発言をいたしております。そこで、そこになぜ瀬戸ノ島の開発について触れたかということをお申し上げますと、実は私が就任する前に既に大崎自然公園再生計画というのが策定をされております。これは多分、平成15年から20年度くらいの間は時期だと思っております。その中にいろんな現状と課題、そして専門家による提案がなされております。その中に瀬戸ノ島の有

効活用ということで、今の瀬戸ノ島を整備をして、いわゆるアパッチランドを作ったらどうかという提言がなされております。アパッチランドというのは大体想像してお分かりになりますね。そういったことで、何かいわゆる活用の方法はないかということで考えておったところ、幸いにしてハウステンボスの方が活用したいというような話がありまして、これは先ほど言いましたように絶好の機会というように捉えて、ハウステンボスに提案をしたわけがあります。しかし残念ながら都市計画等々の課題が解決できずに、残念ながらハウステンボスさんとしては西海市を選定したという経過でございます。そしてもう1つの課題は、瀬戸ノ島は川棚町だけじゃなくして、これは川棚漁業協同組合と川棚町が、約面積的には半々ぐらい持っておりまして、川棚漁業協同組合がなぜ瀬戸ノ島を持ってるかといいますと、いわゆる魚つき保安林ということで漁業協同組合が島側の方を、大崎半島側を持っております、その反対側は昔、民有地でみかんが植えられておりましたので、そこを川棚町が購入して町有地としているわけでありまして。そういったことで、ここを有効活用するためにはいろんな課題がありまして、たくさんの財源が必要でございますので、そう議員がおっしゃるような簡単にはいかないという現状でございます。以上でございます。

議 長 堀田議員。

10番堀田 はい。平成15年ぐらいにそういった再生計画あたりが出ているというのは、薄々私も聞いてたんですけど、何かこう、前、カタログとかパンフレットあたりを見ておりましたら、何かこうキャンプ場付近から橋を架かったような、そういったイメージがあったわけですけど、はい。それでちょっとこう、今すぐせろじゃないですけど、先々いろんなハウステンボスとの協議の中で、向こうが購入するようなことになった場合、あそこに行くまでにはどうしても、昔は引いた時には歩いて行かれたわけですね。今現在は浚渫をされて、歩いては行かれませんが、もしそういった計画を今からつくるのであればあそこに海中遊歩道みたいな大きなアクリルの大きな円筒形のあれを造って、自由に入っていきようなそういった施設あたりを検討されたり、あるいはキャンプ場付近から今流行のワイヤーで滑り降りるような滑車がありますけど、そういったものを設置するとか、そういったそのハウステンボスからいつでもそういったことができるような体制を計画を立て

ておくのが必要じゃないかと思うんですけど、その辺の考えはどうでしょう。

議 長 町長。

町 長 はい。そういう具体的な提案があるということであれば、事前にやっぱり通告をしてもらいたいですね。そこで先ほど堀田議員のこの再生計画を見たような気がするということで、キャンプ場から橋を架けてという構想があったというふうな発言がありましたが、これによりますとあくまでもアパッチランドで、要は手前の今の海水浴場の駐車場側からいかだで島に渡って、そして原始的な生活を楽しむと、そういったアパッチランドを造ったらどうかという提案がなされております。橋を架けるとか、その何とかでトンネルを造るとか、そういった構想ではありません。ただ、現在ではやはり、例えば水族館の中をアクリル板の通路を通して、そして全体で水族館の中の生物を天井の方に見るといような水族館もありますけど、多分そういう状況のことをお話をされていると思いますけど、町でそういった大規模な事業をしようとは今は全く考えておりません。ただ、財源に余裕が出てくれば将来的にはそういったことも可能ではないかと思いますが、現状では先ほど言いましたように、ハウステンボスがですね、無人島の活用ということは引き続き検討したいと、こう申されておりますし、そういったところに期待をしておりますが、今の西海市の無人島の活用が今後どうなっていくのか、その結果によってまたハウステンボスも判断をされるのではないかとこのように思っております。以上でございます。

議 長 堀田議員。

10番堀田 はい。今後そういった計画があったら、その前にやっぱりいろいろな、町側としてもいろんな計画を持っていくべきだろうと思います。今こういったコロナ感染症で経済が停滞している中で、なかなかそういった誘客ですね、観光客の誘客というのはなかなか難しい面があるかと思いますが、それを打開するためにもですね、こういったいろいろなことをこう、観光誘客を進めるために計画をしていただいて、ハウステンボスから来た時すぐ対応できるようにですね、お願いをしておきます。以上で質問を終わります。

(1 3 : 3 7)

議 長 次に、田口一信議員。

8 番 田 口 議席番号 8 番、田口一信です。1 項目だけ通告をいたしておりますので、質問いたします。

川棚町誌の編纂についてということでございます。「町誌」の「誌」は言偏に志の「誌」を書いております。

本町は、今年から 14 年後の令和 16 年に町制施行 100 周年を迎えるわけでございます。自治体も、合併などいろいろな動きがあります。そういった中で、町という形のまま 100 年の歴史を刻むというのは、あまり多くはない例ではないかと思えます。これからの 14 年間にも、そのような大きな動きは予想がなされませんので、おそらく川棚町は 100 周年を迎えることができるであろうと思えます。それで、この 100 周年を機会に、川棚町誌というものを編纂してはどうかと私は思うわけでございます。

東彼杵町誌というのがあります。重たいから今日は持ってきませんでしたけども、昭和 34 年 5 月に彼杵町と千綿村が合併して東彼杵町となっております。それで、平成 11 年に町制施行 40 周年を迎えられたわけでありまして、その 40 周年に向けて平成 7 年から編纂委員会を発足をさせて、4 年かけてこの本を作る作業を進められているのでございます。B5 版より少し大きい感じがしますが、A4 より少し小さい感じで、上巻下巻に分かれて、合計をすると 2000 ページのなる大作でありまして、箱入りの立派な装丁になっております。そして内容ですが、自然とか文化とか習俗といったような空間的な広がり観点からの記述、それから原始の時代から平安・鎌倉・江戸時代というような時間的な流れの、そういった歴史という時間的な流れの面からの記述という、両面からなされてありまして、大変価値の高いものと思っております。値段が付いてないので販売されたものではないようなので、限定的な配布となっているとは思いますが、町の歴史をこのようにきちんとした形で記述し残すということは、非常に大事なことだと私は思います。

この東彼杵町誌の編纂ですが、先ほど言いましたように平成 7 年から 11 年にかけて 4 年かけられた訳ですが、おそらくその編纂委員会を発足されるまでもまた何年かの年月がかかっているのではないかとこのように思います。そうしますと、本町の場合でも、町制施行 100 周年までに 14

年間といいますが、14年間という期間は必ずしも十分余裕のある時間というわけではないのではないかというふうに考えられます。したがって、今の時点から考えていくべきではないかと思しますので、町長はどのようにお考えかお伺いします。以上でございます。

議 長 町長。

町 長 田口議員の川棚町誌の編纂についてのご質問にお答えいたします。

ただいま質問がありました、いわゆる東彼杵町の例から拝察をいたしますと、本町が平成14年に編纂されております川棚町郷土誌が似ているのではないかと、このように感じましたので、田口議員もそのことについては十分ご承知かもしれませんが、若干その内容について、まず説明をさせていただきます。

この川棚町郷土誌の編纂のきっかけとなりましたのが、平成8年12月の定例議会において、当時の議員から自然・産業・歴史・教育・文化・交通などの変遷を知り、将来に生かすことができるよう、あるゆる方面から一層詳しく集大成した郷土誌の編纂を、町制施行70周年を目標に手掛けることができないかの質問に対しまして、当時の教育長が、本町でも郷土誌を作成する必要があると考えており、今後の編纂について研究するとの答弁がきっかけであります。平成9年6月には、郷土誌編纂のための町内有識者による編集委員を委嘱をし、教育委員会を事務局として町史編集準備委員会が設立され、その後延べ約30回の編集委員会の会議を経て、平成14年3月27日に川棚町郷土誌が発刊されております。

内容につきましては、本町の自然と原始・古代から現代までの歴史、そのほか行政、産業経済、教育、信仰風俗などの分野毎に掘り下げた歴史についても記載されており、これまでの川棚町の歴史が大変分かりやすく整理された貴重な郷土誌と、このように感じているところであります。改めて当時の編集委員のご苦勞に、深く敬意を表する次第でございます。

そこで、町制施行100周年を機会に川棚町誌を編纂してはどうかのご質問であります。本町にはこのように5年かけて編纂された「川棚町郷土誌」があるわけですが、編纂されてから町制施行100周年までにはまだ約30年あります。その間の内容について、この郷土誌をベースに再

編集し、あるいはまた、追録をするといった、そういった編纂の仕方をしてはどうかと、このように考えているところであります。これは、私の1つの考えであります。まだ時間は十分あります。今後、研究をしてまいりたいと思います。以上でございます。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 はい。町制施行70周年で川棚町も立派な郷土誌ができているというのはわかっております。それで、しかし私がわざわざまた100周年にって言ったのは30年の差があるということですね、その30年の部分も入れて、そして自然とか、そういったいろんな歴史とかはもうそんなに変わるものではありませんから歴史は、付け加えるような形にはなるとは思いますが、やはりこの100周年という機会にもう一度この川棚町を考え直してもらおうというような意味ですね、こういうものを作るというのは意義があるのではないかなというふうなことを考えて、そういう質問をしたわけでございます。その郷土誌に限らずですね、昔から喜々津先生とかおられて、いろんな詳しい研究をされてですね、おそらくそういった研究の成果がその70周年のときの郷土誌に盛り込まれてると思うんですけども、あるいは史談会などでも随分研究がなされてきたと思いますが、そういったいろんな研究の集大成としてもう1回100年に作るというかな、そういう考えで取り組んだらどうかとは思っております。もちろん今町長の言われたように、その70周年のときに作ったものを補完すると言われましたかね、ベースにって言われましたかね、という形もあり得るんですが、70周年を含めてもう一度、何ていうんですか、100周年で今までのいろんな資料を集大成をするってというような考えで作られるっていう考えでどうかと思います。どうでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。先ほど壇上で説明しました川棚町郷土誌、ちょっと重たいですけど今日は持ってまいりました。大変立派な郷土誌になっております。ただ、若干こう、難しいですね、内容が。これまで川棚町では先ほどおっしゃった喜々津先生の川棚歴史散歩、これが続編、続々編と3冊あります。あるいはほかにも名前が違った、いわゆる郷土誌が発刊をされております。おそらくこういったものを、いわゆるベースにこの郷土誌が編纂をされ

たんじゃないかというふうに、そういったことではないかと思ひます。そこで、議員がおっしゃたように、100周年という、もし節目の年を迎えることができたときには、それは当然川棚町の100歳、100年経過したということで大いにこの郷土誌を作る必要があるのではないかと思ひます。そういったことで、当然それについては私もそうだなと思ひますが、先ほど言いましたようにまだ、まだ14年あります。この冊子が大体5年間でできあがっております。そういうことを考えますと、ベースにあるものがここにこれだけあるわけですから、100周年を記念して作る場合でも5年ぐらい前から準備をすれば十分ではないかと、こう考えております。それから、この郷土誌につきましては、教育委員会が事務局として作っておりますので、今日は町長と教育長両方に答弁を要請をしてもらえばよかったですけど、教育長の答弁がありませんので、あえて私が申し上げますけれども、議員の今のご提言に沿うような形で進めていくようにということも私も期待をいたしております。以上でございます。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 はい。先ほど説明ありましたように、この最初に今できてるその郷土誌についてですが、最初にその議会での質問があったのが平成8年ということですので、できあがるまでにやっぱりその質問のときからいろいろと6年かかっているわけですよ。ので、結構年数がかかるので、私はもう現在から14年といっても必ずしもそんなにゆっくりの時間があるということではないんではないかと思ひます。それでですね、この郷土誌というものを編纂するということについては町長も同じような意味があるっていうふうなお考えだと思ひますので、ちょっとその基本的な考えをお伺いしたいと思ひますけれども、その町制100周年っていうものを14年後に迎えるわけですが、その100周年というものにあたって、私たちは何を考えなきゃならないのかっていうことが、何が一番大事なのかっていうことを聞くというか、私の方が答えみたいなことを言いますので、それに答えていただければいいと思ひますが、やはりまずは町民がこの川棚町というまちのことをよく知るっていうことがまず大事だと思ひます。そしてその川棚町民がこのまちを愛するっていうことが大事だと思ひます。そして、3つ目ですがその川棚町民がこの町のいろんな地域社会の活動に積極的に協力して、な

おかつその活動をすることに喜びを見出すってというような、そういったようなまちをつくっていくというために、この100周年にあたってですね、このまちを考えていただく。そのためにこの1冊の本をまとめていくってということが大事なのではないかと思います、町長の考えをお伺いします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。まさにそうだろうと思います。

議 _____ **長** 田口議員。

8 番 田 口 はい。それでは、考えには賛同いただきましたので、時間配分は町長のお考えによって時間を配分していただければよいと思いますが、積極的に良いものを作るようにですね、取り組んでいただきたいと思います。その取り組む気持ちをもう1回聞かせてください。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。気持ちというのは、言うのはやさしいんですけど、いざ現実に取り組むとなると、これは教育委員会のおそらく所管になるかと思えます。ただ、この町制施行100周年に向かって郷土誌を編纂するということについては、これまでの歴史とそれから生活、これからのいわゆる生活が、このコロナの関係で大きく変わるんじゃないかと、そう思ったりもしております。テレワークとか、リモートワークとか、ワーケーションとか、いろんないわゆる生活の仕方があります。そういった意味において、ぜひその100周年を記念してこういった郷土誌等を作るということは、それなりに意義のあるものと思えます。そういうことでぜひ田口議員が提言されたようなことで私も期待をしておりますが、具体的にはやはり先ほど言いましたように、おそらく所管は、もし実際取り組むとなると教育委員会ということになるかと思えますので、そういった前向きな姿勢をもって今後も取り組んでいくということをご理解いただきたいと思います。以上でございます。

議 _____ **長** 田口議員。

8 番 田 口 はい。よい結果が出ることを期待して終わります。

(13:55)

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(13:56)

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、高以良壽人議員。

9 番高以良 議席番号9番、高以良です。

浄化槽の管理についてということで質問をいたします。

本町では、公共下水道の計画区域以外の地域に対しては合併処理浄化槽の設置を推進しており、大村湾や上水道の水源である川棚川の水質保全に努めています。

しかし、浄化槽の機能を十分に発揮させ放流水の水質を良好に保つためには、浄化槽の定期的な保守点検や清掃など、適切な維持管理と、法定検査の受検が必要で、これらを適正に行わないと放流水の水質悪化や悪臭の発生など、水環境に悪影響を与える原因となってしまいます。そこで、浄化槽の適正な維持管理等に関して、次のことについて尋ねます。

1点目、長崎県浄化槽協会の資料によれば、本町内には平成31年4月1日現在で、単独処理と合併処理を合わせて1,136基の浄化槽が設置されていますが、そのうち、平成31年度中に浄化槽法第11条に基づく法定検査を受検した浄化槽は899基、79パーセントとなっているようであり、逆に言えば、残りの約2割の浄化槽については法定検査を受検していないということになります。

また、平成30年度中の浄化槽法第11条の法定検査の結果が浄化槽協会のホームページに掲載されていますが、それを見ると、川棚町については、法定検査を受検した浄化槽911基のうち、73基、8パーセントが検査の結果が不適正と判定されています。そして、不適正と判定された理由としては、県全体の状況ではありますが、多い方から「清掃の未実施」「消毒の未実施」「保守点検の未実施」ということになっているようであり、本町も同様の状況と見てよいのではないかと考えています。

このように、本町内の浄化槽の保守点検や清掃の実施状況、法定検査の受検の状況は、決して十分とは言えない状況であると思いますので、浄化槽の管理者に対して、浄化槽の「保守点検」「清掃」「法定検査の受検」の義務があることやその必要性等について周知する必要があると思いますが、どのように考えておられるか尋ねます。

2点目、設置後相当の年数を経過し、更新や修理を要する浄化槽もあると思われませんが、その対応については浄化槽管理者の判断に任せるのか、あるいは町として積極的に更新や修理を働きかけていくのかなど、町としてはどのように対応する考えか尋ねます。

3点目、浄化槽協会の資料によれば、浄化槽法第11条による法定検査の結果が不適正と判定された理由としては、先ほども述べましたように「清掃の未実施」や「消毒の未実施」が主であるようですが、清掃や消毒をしない主な理由は「金がかかるから」ということではないかと思われまます。また、法定検査を受けない理由としては「検査手数料が高いから」ということを主張しておられる管理者もあるのではないかと思います。

浄化槽の適切な管理をしていくためには一定の費用がかかり、浄化槽管理者にとって負担となってきますが、その負担を軽減し、適切な維持管理を推進するため、浄化槽の維持管理費に対して補助をする考えはないか尋ねます。

4点目、公共下水道が整備される区域以外の地域の住民には、下水道が整備されないことについて行政サービスの面での不公平感を感じておられる方も多いのではないかと思います。その不公平感をなくすためには町が主体となって浄化槽の整備、設置とか維持管理のことですが、浄化槽の整備を行うことも1つの方法ではないかと思ひますが、どのように考えているか尋ねます。以上です。

議 **長** 町長。

町 **長** 高以良議員の浄化槽の管理についてのご質問にお答えいたします。

ただいま、議員ご指摘のとおり、浄化槽の管理者は浄化槽法第10条において年1回の浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃、また同法第11条においては年1回の水質検査が義務付けられており、適正な維持管理に努めなければならないとこのようにされております。そして、それらの周知につきましては、新たに浄化槽設置整備事業補助金を申請される方に、保守点検、清掃、水質検査における委託契約書の写しや、法定点検依頼書の写し、義務履行の確約書を提出をしていただいております。また、長崎県浄化槽協会から定期的に法定の水質検査の結果が報告をされておりますので、適切な維持管

理も含め、義務についても浄化槽の管理者には理解されているものと、このように考えております。しかし、今、議員が述べられましたように検査結果については必ずしも良い方ではないというようなご発言もありましたので、今後、維持管理については広報等を通じてさらに周知をしていきたいと、このように考えております。

2つ目の、浄化槽の更新、修理についての町の対応に対するご質問ですが、浄化槽が故障及び破損等により取り替え、いわゆる更新の場合は、浄化槽設置整備事業費補助金において対応はできるものと考えます。この事業は国・県からの補助を基準としておりますので、県に問い合わせをしたところ、浄化槽の廃止、新たな設置届を提出し、設置許可が出されれば補助金申請も可能との回答を得ております。なお、修理等についての補助は、個人資産の維持に対する補助となり、制度の構築を含め、非常に難しいのではないかと考えます。県内においても修理費に対して助成している市・町はないようであります。

3つ目の浄化槽の維持管理に対する助成についてですが、浄化槽の維持管理費は、先ほど述べました保守点検、清掃、水質検査に係る費用として、約3万5,000円のほか、1年半から2年毎に行う汚泥引抜費用1万5,000円程度が見込まれます。県内においては2市2町が維持管理費において、人槽別に年額1万2,000円から、高いところでは6万円程度の補助が行われているようであります。維持管理費の助成につきましては、これまでも複数の議員の皆様方から質問、ご提言をいただいております。その都度、下水道の整備が完了後下水道区域以外の浄化槽の整備促進方策も含め、維持管理費の対応についても検討したいと、このように答弁をしてきたところであります。また、それまでの間、先に述べました浄化槽設置整備事業補助金の町負担額を増額し、設置者の負担の軽減を図ってきており、浄化槽の整備を推進してきたところでもありますので、そのような状況をぜひご理解いただきたいと存じます。

4つ目の市町村型設置、いわゆる町が合併浄化槽を設置し、維持管理を行う方式への移行ができないかとの質問ですが、県内では時津町が取り組んでおられるようであります。この市町村設置型につきましては、受益者負担金や浄化槽使用料、既存の浄化槽を町に寄付してもらう条件整備など多くの案

件が想定されます。3番目の質問と同じような解答となりますが、下水道の整備完了後、下水道区域以外の浄化槽の整備促進、維持管理の方策も含め、考えていかなければならない事案と、このように認識をいたしております。以上、答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 高以良議員。

9 番高以良 まず1点目からお尋ねします。当初の浄化槽設置補助金の申請の折に、いろんな書類を提出してもらっていて、確約書なども出してもらっているの理解されていると考えているということでしたが、それについては、設置当初は申請者もそのことを理解、記憶されているとは思いますが、年数が経ってくるとその確約書を提出したことさえも忘れておられる方もかなりあるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひ周知についてはお願いをしたいというふうに思います。今後、周知、広報等に努めていきたいということでしたが、広報もいろいろあると思いますが、例えばホームページとかに掲載される場合ですね、私事なんですけど、私、最近特に目が見えにくくなってきて、ホームページの字が小さいのが特に見づらくなってきておまして、文書等、町の広報かわたなとか、あるいは回覧文書等での周知の場合にはそれなりの字体で記載をしていただくとおもうんですが、ホームページの利用にあたってはですね、できるだけ見やすいように文字の大きさなども考えてもらいたいというふうに思いますが、そこら辺についてもお願いできるでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。まず、最初に浄化槽設置者に対する義務等については、当然申請の段階でそういった手続きを踏まえておりますので、理解していただいているものと思っておりますが、先ほど議員が演壇で検査結果の報告、あるいは検査件数の数を見ても必ずしも川棚町は十分でないということでありましたので、これまで広報には2019年の1月号とか、あるいはその前は、もうちょっと前に下水道を中心に、いわゆる広報をしておまして、その一部に浄化槽の管理についても適正にしてくださいというような広報の仕方でありましたので、そういった検査結果とかの情報は町には寄せられていないと思いますので、改めて今、議員の発言からそういったことが理解できましたので、この広報誌についてはもう少し充実を

図って周知をしていきたいと思います。なお、ホームページの字の大きさについては、これは担当課の方で答弁をさせます。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。ホームページの見やすさというご指摘であります。ホームページにはですね、一応文字のサイズを選択というのがついておりまして、大きいサイズに変更することも可能ではあります。ただ、議員がおっしゃるのはぱっと見、見やすいようにというそういうことではなかろうかなと思います。そういったことになりますとですね、全体的なホームページの構成自体ということにかかわってくると思いますので、それはこの浄化槽の周知だけに関わらずですね、全体として考えなければいけない、そういう点はあるかと思います。これはホームページの構成、全体の作りとしてですね、今後検討させていただきたいと思います。以上です。

議 長 高以良議員。

9 番高以良 はい。先ほど町長の答弁の中で、2019年の1月号に掲載したことがあるということでしたが、私も今回質問をするにあたってですね、過去に広報に掲載されたことがあるかっていうのはちょっと、少し遡ってページをめくってみたりしたんですが、どうも見落としましたんでしょね、私が見た範囲では気づきませんでした。例えば年に1回とかじゃなくてですね、少し回数も増やしていろんな機会に周知もお願いしたいというふうに思います。これは今後考えていくということですので、ぜひお願いするという事でこの質問についてはもう終わらせていただきたいと思います。

それから2点目の修理とか更新についての補助の件ですが、更新については新たに合併浄化槽の設置補助をしてもらえればそれで対応できるだろうということでしたので、それをお願いをしたいというふうに思いますが、修繕に対する補助についてはですね、県内には補助をしているところはないというような町長の答弁でしたが、佐々町のホームページを見ていたら、浄化槽の修理費用も補助対象にしているということでした。県内にも事例がありますので、修理費についての補助も考えることはできないか、再度お尋ねいたします。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。担当課の方からは県内には補助してい

る市町村はないと、こう報告を受けておりますので、今、議員からは佐々町があるということで発言がありましたので、佐々町の事例をちょっと調査してみたいと思います。以上でございます。

議 _____ **長** 高以良議員。

9 番 高 以 良 はい。ぜひ佐々町の方にも確認をしたりして、あるいはホームページを見たりしていただいて、確認をお願いしたいと思います。ですね、あとの質問とも関連をするんですが、やはり下水道の設置区域等の公平性という点を考えるとですね、やはり下水道がきてない地区の皆さんは行政サービスの面で不公平感があるというふうに思いますので、あるとか不公平感を感じておられるのではないかとというふうに思いますので、ぜひ県内の事例がありますし、町長がどうか、結果がどうなるのかわかりませんが、それはそれとして、下水道区域との公平性を確保するためにも修繕に対する補助ということも考えてもらいたいというふうに思いますが、その点についてはどうでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。先ほど壇上でも答弁いたしましたように、これにつきましては過去何名かの議員からそういった提言を受けております。その都度答弁をしておりますが、まずは下水道の整備を早急に終わらせて、その時点でそういった浄化槽等の均衡についても検討をして措置をしようという方向性を示してきております。そういった中で、下水道につきましては、平成27年から10年蓋世ということで進めておりまして、もう長くないうちに下水道整備は完了したいと思っております。そういった時期も迫ってきておりますので、そういう検討を進めるための準備をしていきたいと、このように思います。以上でございます。

議 _____ **長** 高以良議員。

9 番 高 以 良 27年から10年というのと平成37年、令和7年ということですかね。まだあと5、6年先の話ですが、それまではもう辛抱してくれということなのか、それまで待たないで何とか、修理費に対する補助などすることは考えられないか、お尋ねします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** これまでもそういう答弁をしておりまして、今日もそういっ

た発言をしております。これを変える考えはありません。以上です。

議 **長** 高以良議員。

9 番高以良 はい。ぜひ早めに実施をしていただくようお願いをしておきたいと思います。

次3点目ですが、これも先ほど下水道事業が完了したあとに検討したいということでしたが、やはり、何と申しますか、費用負担の負担関係がかなりあると思うんですね。浄化槽の管理者にとっては。そういうことで、維持管理をしないとか、検査を受けないということがあるのでですね、その負担を少しでも軽減をすることによって適切な維持管理ができていくというふうに思いますので、これは先ほどの修理の補助、同じことですが、それまで待たないでぜひ前向きをお願いをしたいと、取り組んでいただきたいというふうに思うんですが、これも同じ答弁になるんでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。先ほどの質問は修理に対してのご質問だったとすれば私の答弁が間違っておりまして、それについては全く考えておりません。そして今ご質問がありました維持管理については、これまでも数名の議員の方からそういった提言がなされてきておりまして、その都度とにかく下水道を早く完成させたい、その暁には下水道の使用料と、それから浄化槽の維持管理等々を含めてどの程度負担の差があるのか、いろんなことを考慮してから検討すべき課題だろうと、このように考えておりまして、そういった考え方で今後も進めることにいたしております。したがって、とにかく下水道を早く事業を完了するということが今求められている最大の課題ではないかとこのように認識をいたしております。以上です。

議 **長** 高以良議員。

9 番高以良 過去の質問に対して下水道完了後に検討したいと答えているからという答弁でしたが、平成30年3月の一般質問、町長に記憶があらわれるかどうかわかりませんが、同僚議員が汚水処理構想の見直しについて質問をしておりますが、その中でですね、再質問の中で「浄化槽設置補助の引き上げと維持管理費の費用に対する補助する考えはないか」という質問をしておりますが、町長の答弁は「事業認可区域以外については浄化槽による整備を推進する必要があると考えており、今後そういった制度の構築が必要と認

識をしております。そのためにはただいまご提言の補助制度も必要と認識をいたしておりますので、そのようにご理解いただきたいと存じます」というふうに答弁をされております。その下水道事業が完了後ということは、この答弁の中では見当たらないというふうに思うんですが、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。それは議員が今おっしゃってるようなご提言については必要であるという認識を持っているという意味の答弁をしたわけでありまして、基本的には下水道完了後ということでこれまでも考えておりまして、今もそういうふうに思っているところでありまして。そして先ほども言いましたように、設置費に対する補助額が他町と比べて少し低うございまして、それについては昨年度から引き上げをいたしておりますことをご理解いただきたいと思います。

議 _____ **長** 高以良議員。

9 番 高 以 良 同じことの繰り返しになると思いますが、平成30年12月定例会です、本町の汚水処理についてということで産業建設文教委員会の閉会中の継続調査の報告をしておりますが、合併処理浄化槽の維持管理費補助については公共下水道との平等性の観点からも取り組まれている自治体がある。本町でも早急に検討されたいというふうな意見を付けて報告をしてあるわけですが、この意見に対してですね、その後は何らかの検討はされたのかどうかお尋ねしたいと思います。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。議会のそういったご提言については当然尊重しなければいけませんので、担当課の方では検討を続けているものと思います。担当課長に答弁させます。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。議員がおっしゃられる合併浄化槽の維持管理、それから運営についての補助等であるとか運営方式については、課内の方ではいろんな市町を調査をしながらどういった助成ができるのかという検討はしておりますけれども、その実施については、実施までには至っておりません。町長が答弁しましたように、この浄化槽の設置を市町村型、そういったことに

してまいりますと、受益者負担金であるとか、浄化槽使用料の設定、また、これは時津町の例にもあるんですけれども、既に浄化槽を設置されている方が町に寄付をしてもらうなどの条件設定、そういったものもございますので、うちだけ、処理、浄化槽の汚水処理の問題となりますと、住民福祉課の環境関係だけではなく、水道課の方とも連携をしながらそういった取り組みについて協議していかなければならないと考えておりますので、現在は協議、そういった問題があるというのは認識しておりますけれども、それ以上の発展という、方策っていうのは今のところ進んではおりません。以上です。

議 _____ **長** 高以良議員。

9 番 高 以 良 今回の課長の説明は4点目の質問に対する答えの方じゃなかったのかなというふうに思うんですが、それはそれで言われたとおりで聞いておきたいと思います。何回も言いますが、やはり下水道がこないことに対して、浄化槽利用者については、浄化槽利用者は不公平感を持っておられるというふうに思いますのでですね、少しでもその期間を、実施までの期間を短縮をして、早めに実施をしてもらいたいというふうに思うんですが、それまでの間はもう現状のままで我慢してくれということなのか、何らかの対応ができないのか、その辺については何か考えがあられば聞かせてもらいたいと思います。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。先ほどから申し上げておりますのは、あくまでも基本的な考えであって、まずは合併処理浄化槽じゃなくして下水道事業を進めて早く完結をさせようと。一方では議員がおっしゃるように浄化槽の維持管理の問題があることは承知をしておりますので、この両方をやはり考えながら水質の保全等々には取り組んでいく必要がありますので、基本はまずは下水道を整備しよう。そして、もうそれも先が見えておりますので、そして区域も既にこれ以上は下水道区域は拡張しないということを決めておまして、それ以外では浄化槽を設置をするんだということを決めておりますので、そういったことで設置費の補助金の額も上げましたし、今後今おっしゃっているような維持管理費についても検討をしていくという、そういった方針であります。したがって、議員がおっしゃるように何もしない

とかっていうそういったことじゃありませんので、姿勢についてはご理解いただきたいと思います。以上でございます。

議 長 高以良議員。

9 番 高 以 良 はい。町長の考えは大体わかりましたので、1年でも早くです、下水道事業が完了できるとともに、浄化槽利用者に対しての助成についても実施できるように頑張っていたいただきたいというふうに思います。以上で終わります。

(1 4 : 4 2)

議 長 次に、小谷龍一郎議員。

2 番 小 谷 議席番号2番、小谷龍一郎です。通告文にしたがって、2項目について質問いたします。

まず第1項目、光ブロードバンド網の活用について。

本町全域に整備されている光ブロードバンド網は、NTTとのIRU契約が今年度で契約満了となるため、今後どのように取り扱っていくのか方針を決めていく時期となっている。

昨年7月から総務厚生委員会で閉会中の調査事項として調査してきた事案であるが、令和2年3月定例会での最終報告ではインターネット接続以外での活用について行政でも調査・研究を続けていくべきであると意見を付けております。この件について以下の3点を尋ねます。

① IRU契約について現在どのように検討しているのか。

② コロナ禍の影響により、リモートワークや学校教育、医療・福祉など今後ICT環境の整備が推進され活用されていく流れがある。国や県からの事業が出されたときに迅速に対応できるよう専門の知識を持った部署の設置や民間事業者の活用などを検討する考えはないか。

③ 本町では光ブロードバンド網が全域をカバーしているという強みがある。コロナ禍の影響により、業種によってはリモートワークに切り替え、都市部のオフィスから自然環境が豊かな地方への移転が検討されているという。本町の自然環境や、町内全域をカバーしているブロードバンド網の強みを活かし、サテライトオフィス等のリモートワークに対応した企業や事業者の誘致に取り組む考えはないか。

続いて2項目目です。持続化給付金制度について。

コロナ禍の影響により売り上げが前年同月比50パーセント以上減少した企業や個人事業主に対して、国から出されている持続化給付金については、オンライン申請が基本となっている。

しかし、町内では事業をされている方の中には、対象となるのにやり方がわからず困っている方がおられます。申請期間は令和3年1月15日までのため、その期間申請のサポートができる窓口とオンライン申請ができる環境を役場内に設置できないか。以上です。

議 長 町長。

町 長 小谷議員の光ブロードバンド網の活用についてのご質問にお答えします。

光ブロードバンド基盤整備に着手する前の平成21年当時の本町は、高速のインターネット回線としてNTT西日本のADSL回線しかなく提供範囲も狭かったことから、町内全域で高速通信が可能な光ファイバー通信網の整備を望む声が大きくなっていったようであります。そこで、平成22年度に地域情報通信基盤整備推進交付金及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して、川棚町全域を対象とした光ファイバーケーブルによる通信網を整備する川棚光ブロードバンド基盤整備事業を実施をいたしまして、今年3月末で2,403世帯、全世帯の約42パーセントが利用されております。そして、安定的なサービス提供と施設の適正な保守管理を行うため、NTT西日本長崎支店と10年間のIRU契約を平成23年1月4日に締結しており、来年3月末をもって契約期間が満了することになります。

そこで議員からは、期間満了後においてどのように検討しているかのご質問であります。まず、本事業のこれまでの収支について申し上げますと、当初は供用開始後3年程度で収支が改善し黒字に転じるものと想定しておりましたが、支障電線の移転工事が多く、多額の工事費を要した影響で、過去5年の平均で年間約220万程度の赤字となっております。今後、施設の老朽化が進むことを考えますと、黒字への転換がかなり厳しいものと思われまますので、事業者への譲渡なども念頭に置いた検討が必要と、このように感じていたところでもあります。そういった中で議会からも提言を受けております。

そこで、IRU契約の期限が近づいてきたこともありましたので、昨年1

2月に光ブロードバンド基盤の譲渡など今後のことについて助言を受けるため、総務省の九州総合通信局に職員を派遣をしたところであります。総合通信局からは、整備から10年以上が経過した施設であり、譲渡先が設備を効率的に活用して地域活性化に寄与できる場合で、無償譲渡であれば譲渡が可能なこと、IRU事業者以外への譲渡については、IRU事業者の仕様に合わせて整備されているためこれは非常に難しいのではないかということなどの助言がっております。

そこで、去る2月20日にNTT西日本の担当者に来ていただきまして、川棚町が光ブロードバンド基盤の無償譲渡の検討を進めていることを説明し、NTT西日本が譲渡を受けることが可能なのかなどについて協議を行ったところであります。NTT西日本からは、「全国各地でIRU契約を締結しており、設備の譲り受けも視野に入れ検討しているところであるが、まずは川棚町の施設の譲り受けにおける課題について自社で検討したうえで、引き続き川棚町と協議をしたい」とのことでありました。また、光ブロードバンド基盤のインターネット接続以外での活用については、ケーブルテレビでの活用が想定されますが、このことにつきましても、併せてNTT西日本と協議を進めることにしているところであります。

しかしながら、その後、新型コロナウイルス感染症の影響で、NTT西日本大阪本社の職員が自宅待機となり、社内での検討が進んでいないとのことで、今のところ協議の再開の目途も立っていない状況であります。

以上がこれまでのIRU契約の検討の状況でありまして、コロナ感染症の影響が収束すれば、速やかに協議を再開したいと、このように考えているところであります。

次に②についてお答えをいたします。本町では、情報化の推進につきましては、総務課が担当し、光ブロードバンド基盤につきましては、企画財政課が所管をいたしております。また、本町には、ICTに関する専門職員がおりませんので、本町の基幹業務や情報関連業務などの支援を行っているベンダーにアドバイスをいただくなど、技術面の対応を行っているところであります。

そこで、質問の2番目の専門部署の設置や民間業者の活用につきましては、各省庁や県からの事業につきましては、例えば学校のICT環境の整備

であれば、教育委員会にその情報が通知をされますので、まずは所管課がその内容を検討後、必要に応じて関係各課と連携を図りながら事業の推進を図っているところであり、今のところ適宜対応が取れているものと、このように認識いたしております。したがって、専門部署の設置や民間業者の活用は今のところ考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

次に③についてであります。新型コロナウイルス感染症拡大を機に、都市部企業を中心に事業継続等の観点でリモートワーク導入が急速に拡大し、勤務形態やライフスタイルが大きく変わろうとしているようであり、今後は、都市部で働く必然性に疑問を抱くなどの人材が増えることにより、今後移住を含めて、都市部から地方への人の流れが加速するのではないかと、このように考えられます。

去る6月4日に開催されました、県と市町による緊急スクラムミーティングにおきまして、県からサテライトオフィス等の企業誘致を見据えて、リモートワークに取り組む都市部の企業や人材を呼び込む施策を積極的に打ち出し、移住促進や地域活性化に繋げていくことが必要との考えが知事から提案をされたところであり、その最初の取り組みとして、県内の施設の状態や地域の魅力等に係る情報発信・相談機能など受入環境の整備を図るための予算を4月に計上したとのことで、市町へはリモートワーク等が可能な施設の整備や通信環境の整備などを求められたところであり、

議員が今おっしゃったとおり、本町では全域に光ブロードバンド通信基盤が整備され、情報通信の環境は整っているという強みがありますので、あとは提供可能な施設が確保できるかどうかは課題ではありますが、県と連携して積極的に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

次に持続化給付金制度についてのご質問にお答えいたします。

国から支給される持続化給付金の申請期間が令和3年1月15日までなので、その期間、申請のサポートができる窓口とオンライン申請ができる環境を役場内に設置できないかのご質問ではありますが、現在、国の経済産業省において、持続化給付金に係る県内の申請サポート会場といたしまして、長崎市、諫早市、松浦市、佐世保市、大村市、五島市、島原市、平戸市において開設をされており、主に、電子申請の手続きをサポートされているようであり、これらは、経済産業省が直接開設されているものであり、市町独

自で開設しているところはないようあります。

本町におきましては、現在、東彼商工会におきまして、会員であるかないかを問わず、同様のサポートを実施をしていただいている状況であります。

また、持続化給付金の申請につきましては、すべてオンライン申請となりますが、スマホを活用しての申請も可能であり、商工会においては、スマホの操作もサポートしているということでもあります。したがって、申請のサポートができる窓口及びオンライン申請ができる環境を役場庁舎内に設置することは考えておりません。なお、商工会が申請サポートをしていることにつきましては、町のホームページにも掲載をし、広く周知していきたいと、このように考えております。以上、答弁いたします。

議 _____ **長** 小谷議員。

2 番 小 谷 それでは再質問をさせていただきます。順番に行きます。まず光ブロードバンドの方の1問目ですけれども、NTTと協議をされたということで答弁がありました。委員会の方で聞いた分でしたら、一応、今年度の3月までが契約期間となっているので、そのまま譲渡するかどうするかという方針を決めるのはその半年前、契約書の中で半年前までに決定するようになっておりましたので、今年の9月までに決定するということになってるかと思えます。その中では、総務省の方で今年度にこのIRU事業を活用されたところのアンケート調査があるということで、それを踏まえて今後の方針を検討していくということで説明があっておりますが、そのアンケート調査っていうものは実際行われているのか、それとも、もう目処が立っているのか、そこのところをお願いいたします。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。総務省のアンケートの関係なんですけれども、昨年12月に総務省の九州総合通信局にお伺いしたときに担当者の方から令和2年度にはこの10年目を迎えるIRU契約を迎える全国での例が出てくるので、今後のためにアンケートを取りますというふうなことで、そういう説明がございました。で、今、令和2年になってるんですけれども、今のところですね、その総務省の方からそのアンケート調査を行うような情報は今のところ流れてきてない状況でございます。以上でございます。

議 _____ **長** 小谷議員。

2 番 小 谷 それでしたら先ほど答弁の中でもありましたように、N T T に無償譲渡をする方向といたしますか、どのような形でできるかということですが、協議をされているということですが、今年度中にそれを決定されるということと理解してよろしいんですか。

議 長 はい、小谷議員。

2 番 小 谷 今年度中に決定といたしますか、説明の中では、確か1年更新もできるということで、単年度更新ですね、できるということで、今年度中に決定をせずにもうちょっと様子を見てから決定するような方針のような説明があつたと記憶しておりますが、その点につきまして、今年のもう9月までにもう決定してもう譲渡するかどうかを決めてしまうというのかをちょっとお聞きしたいと思います。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。これまでの収支の状況等々考えますと、町としては譲渡した方がいいんじゃないかと、こう私は考えております。そういったことで協議に職員を臨ませたわけでありまして、先ほど言いましたように、コロナの関係でそれが中断いたしております。これが契約上どう響いていくのか、おそらくこのコロナウイルス感染症については自然災害と同様に取り扱われますので、もしかしたらその契約が延びるというようなことも考えられるのではないかと思います。しかし、現状ではまだ全く協議の再開ができておりませんので、そういった状況が掴めていない状況であります。

議 長 小谷議員。

2 番 小 谷 それでは、まだ今年度中に決めるかどうかというの、まだはっきりとは決まっていないということとよろしいんでしょうか。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 先ほども町長から答弁がございましたとおり、今、N T T との協議がちょっと止まっている状態というふうなことで、今年度中に決定できるかどうかというのはですね、全く不透明な状態でございます。以上でございます。

議 長 小谷議員。

2 番 小 谷 それでは、そのN T T との協議の中で先ほどケーブルテレビ

も視野に入れて協議を続けていくということでありましたが、N T Tとの協議の中でケーブルテレビを活用してできるかどうかという協議を一度されてるっていいことでしょうか。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。川棚町のまずこの光ブロードバンドにつきましては、インターネットのために整備したものでございます。で、そのために国から補助金をいただいて整備をしたという状況でございます。このインターネット以外に活用するということができないものでございます。ただ、議会の方からもインターネット以外の活用をというふうなことがあっております。そこで、こちらで考えた中では、やはりケーブルテレビで活用することしか今のところ思いつかないというところで、N T Tの方に技術的にそういうものが可能かどうか、そういうものをですね現在、調査等をお願いしているという状況でございます。以上でございます。

議 _____ **長** 小谷議員。

2 番 小 谷 N T Tの方が調査されているということですが、行政側としては、例えば町内でしたらケーブルテレビ事業者さん1社ありますけれども、そちらの方に行政側が調査するってことは行わないんでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。先ほども言いましたように、町としてはN T T西日本に譲渡をしたいという方向性をもって協議をしておりますので、要はN T Tが今後どう判断するのかにかかってくるのだらうと思います。で、基本的には先ほど担当課長言いましたように、インターネットの普及を目的に国の補助事業で実施をしておりますので、そのときにはそういったインターネット以外の活用については想定されておられません。むしろ制限をされているわけでありまして。そういったことから、今後、譲渡後にN T T西日本がどうそれを活用されるのか、活用していただけるのか、そういったことにならうかと思っております。したがって、議員がおっしゃるようなケーブルテレビに活用できればなおかつ効果的な情報発信ができるわけでありまして、そういった提案も当然させていただいているところであります。以上でございます。

議 _____ **長** 小谷議員。

2 番 小 谷 そのような活用に関しても協議の中に入れてもらえるということで答弁ありましたので、今後もその点については続けていただきたいと思います。このブロードバンド網に関しましては、現在町の持ち物となっておりますが、確かにN T Tに譲渡というパターンが、ほかのこのI R Uを使ったところに関しては多いかと思いますが、逆に民間に委託されたところも、譲渡されたところも近くでしたら五島あたりがありますし、そのような活用法もされてるところが実際ありますので、そういうところも調査されたりですね、研究されたりしながら、今後の協議が再開した場合ですね、続けていただきたいと思っております。

あと、2番目の方に関連してくるんですけれども、活用に関してですが、部署を置くのは確かに難しいことかと思っております。ただ、先ほどからケーブルテレビが出ておりますけれども、それ以外にもですね、学校教育に関してもですね、今後入っていくと思っております。G I G Aスクールとかああいうのに関しては通信関係はですね、等の整備等も今後の補助金等の交付金の方ですね、国からの交付金の等の中にもメニューの中に入ってくるかと思っております。そういうのもできれば活用してやっていただきたいんですけれども、その中でもこの全域にブロードバンド網広がっておりますから、例えばその辺補助金出すなりしてですね、確かにポケットW i - F iを配られると言いましたけれども、それでもいいんですが、ただ通信速度がどれくらい出るもんかというのがありますし、できれば光を使った方が安定した通信ができるようになってきますので、その辺の活用も考えていただきたいんですが、この専門の知識を持った人を入れていただきたいっていうのはですね、この活用法の部分ですね、私もそうですけれども、素人考えで言いますと、先ほど出てますケーブルテレビとかしか思いつかないんですけれども、実際この専門の知識を持ってる方からすればですね、例えば防災カメラであったり、あと医療関係の在宅での医療とかですね、そういうものに関してはアイデア次第でいろいろな活用法があるということで私たちは聞いております。このようなアイデアを出せるというものはやはり専門の知識を持った方が検討しないと出てこないものですから、そういうふうな部署であり、人材であり、そういうものの確保が必要かと思っております。そういう意味でのこの2番目の質問なんですけれども、この点でも行政の中に部署を置くのは難しい

でしょうけども、民間の事業者、実際この事業をやられてるところにですね、委託するような形で、アドバイザーのような形で入っていただくとかそういうふうな業務形態っていうものは取れないものなんでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。必要があればそういったこともより効果的な事務の、いわゆる効率的な事務の運営になるかと思いますが、先ほど言いましたように、川棚町という規模もそう大きくもないし、そして現在取り扱っていることにつきましては、それぞれの部署にいろんな通知が来て、そして関係があればほかの部署と連携して事務を進めるということが主でございますので、これはインターネット回線を使って、国から、あるいは県から情報をいただく場合の話をしてるんですけど、直接担当課に行きますので、そこに専門的な窓口を置いてというような必要性が今ないんですね。ただこれから、今、小谷議員がおっしゃるような幅広いものに活用していくというふうになりますと、それは当然必要性が増してくるものと思います。今後それらも含めて研究をしていきたいと思います。

議 _____ **長** 小谷議員。

2 番 小 谷 今後研究をしていっていただけるということで理解してよろしいですか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 先ほども言いましたように、この光ブロードバンド基盤につきましては、町としては譲渡をしたいということでまず話を進めておりますので、そういった中での話し合いになろうかと思っております。以上でございます。

議 _____ **長** 小谷議員。

2 番 小 谷 2番目についてはわかりました。

次3番目に移ります。3番目ですけれども、先ほど答弁で県からも推進の提案があつてということ、サテライトオフィス等、そういう動きがあつてということでありましたが、私も総務省のホームページ等調べておりましたら、このお試しサテライトオフィスっていうことで事業が総務省の方から出されております。これは数年前からずっと実施されてるみたいですが、九州でも、長崎県内でしたら壱岐市がやっております、あと近隣で

したら佐賀の伊万里とかが実施されております。九州各県どこでもやってるんですけども、どういうものかといいますと、一定期間貸しオフィスみたいな形で都市部からの事業者をですね、移住者のお試し住宅みたいな形でですね、オフィスを貸し出して通信環境を整えてですね、そういう形で誘致に取り組んでおられる事業であります。実際、ああいった施設等を使ってこの事業をやられてるところが多いんですけども、私もちょっといろいろ考えましたけど町内なかなか空いた施設というものは少ないなと思っておりまして、例えば空き店舗等そういうものに活用できないかというものを考えていたんですけども、そのような活用の仕方ということはできないものではないでしょうか。空き店舗をサテライトオフィス等、通信環境を整えてですね、お試しで、川棚町でそのようなオフィスをしていただくというような活用の仕方ということはどうでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。6月4日に県・市・町の緊急スクラムミーティングが開催をされたことについては、先ほど申し上げましたが、そのときに県の方から積極的に進めていきたいということで市・町の協力をお願いしたいという提案がありました。そしてちょうど今、議員もおっしゃったように、長崎県では壱岐市が先進地でありまして、壱岐市長から発言がありましたが、幸いにして空き施設があったということで、それを有効活用しようということで現在進めているというお話で、大変感銘を受けたわけでありまして、川棚町でもそういった施設があれば、ぜひそういった方向に活用したいと思っております。今、議員もおっしゃったように、町内には空き家が約100件ほどあるわけですが、例えば空き家バンクにつきましても事業を展開しておりますが、それに登録をしてくれる空き家の家主さんがなかなかいないということで、そういった面では貸してもいいんだっていう町民の皆さん方、意外と少ないんじゃないかというふうに思っておりますが、今、担当課の方では一所懸命そういった対象物件がないか調査をしているところであります。できればそういった施設があれば、ぜひ活用することにして提案をしていきたいと、こう考えております。

議 _____ **長** 小谷議員。

2 番 小 谷 空き家バンク等活用していただいて、空き家や空き店舗です

ね、そういうのも活用できればということでご提案しましたけども、ついでもう1つご提案させていただきたいんですけども、できるだけサテライトオフィスで場所を選ばれてる方というのがですね、やはりこの自然環境であったり、そういうところを重視されてオフィスを選ばれている傾向があるみたいです。ですから例えばくじゃく荘ですね、一室一角でもいいですけども、そういうところなんかはどうかなとかいうのは私の中では考えておりましたけども、あとログハウスとかがありますね、あそこはですね、一から建物を建てるというのは、箱物建てるのはちょっと難しいかと思しますので、そういうことの活用ということとはできないでしょうか。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。小谷議員のくじゃく荘とか、あとログハウスですね、こちらの方を活用したらということで提案がありましたので、参考までにそういうのを含めて研究をさせていただければというふうに思います。以上でございます。

議 _____ **長** 小谷議員。

2 番 小 谷 それでは検討、いろいろな川棚良いところいっぱいありますんで、しかもどこでも通信環境整えられるっていう強みもありますので、ぜひいろいろな場所で検討していただきたいと思っております。

それでは次の持続化給付金について移りたいと思います。サポート会場の件に関しましては、ホームページの方でも出ておりましたので、私も確認をしておりました。近くでいえば佐世保と大村が近くになります。県をまたいでいいのであれば、有田町にもサポート会場ができてるという形で、ホームページの方で確認をしております。先ほど答弁の中でありましたけども、商工会の方でこのサポートを受け付けておられるということですが、これは正式に、会員以外の方でもサポートしていただけるということでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 先ほど言いましたように、会員にあるないを問わずサポートをしているという状況でございます。

議 _____ **長** 小谷議員。

2 番 小 谷 この告知に関しては、ホームページに掲載してということで

言われましたけども、そもそも自分でできない方っていうのはホームページを見る環境がない方だと思うんで、できれば別の方法がいいかと思うんですが、例えば広報誌であったりですね、多分この商工会で会員以外の方が受付をしてもらえるということをあまり知られていないと思うんですけども、その告知についてはこのホームページだけでしょうか。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。現在のところはホームページにより周知を図る前提にしておりますが、小谷議員が言われるように、そういう環境をお持ちでない方もおられるということですので、ちょっとその点については検討したいと思います。

議 _____ **長** 小谷議員。

2 番 小 谷 商工会で受付をしていただけるということで、それはできるだけ多くの方に告知をしていただきたいと思います。この受付が1月15日までとなっておりますが、売上自体はですね、12月の分までの売上のどこか1か月がですね、前年度比の50パーセント以上減額になってる場合の申請となっておりますので、今後、今現在のところ町内で言いましたら飲食店等が、主に50パーセント以上下がっているところがあると思いますけれども、今後どのような方向になっていくかっていうものはわかりませんので、できるだけ12月いっぱいまでですね、このサポートの窓口っていうものはちゃんと開いていただいて、申請の手助けをですね、していただければと思っております。これは12月までもうずっとされるということで、これははっきりと商工会の方とちゃんとできてるっていうことでよろしいんですね。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。商工会の方に確認しましたら、期間が来年の1月15日までに申請するっていうことになってますので、その期間中は対応するっていうことです。以上です。

議 _____ **長** 小谷議員。

2 番 小 谷 すいません、ちょっと詳しく聞いてしまいますけれども、申請の分にですね、確定申告の分と、あと売上台帳と、あと何やったですかね、あと免許証とか通帳やったんですけども、そこら辺の書類が必要になって

きてそれをPDFにしてファイルをアップロードしてってそういうふうな手順になってるんですが、そこら辺の手順まで全部商工会で、要はパソコンを置いてあってそこに書類を持っていけば、そこで申請を全部手続きをしてくれるっていうことですか。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 申請のそのサポート内容につきましてははですね、そこまで詳しくは確認はしておりません。ただ、皆さん携帯電話をお持ちで、ほとんどの方がスマホをお持ちですので、そのスマホを持ってこられたときの操作関係についてですね、サポートをしてるっていう状況です。以上です。

議 長 はい、産業振興課長。

産業振興課長 あとすいません、こういった書類が必要かっていうところはですね、ちょっと担当課の方では把握は現在していない状況です。以上です。

議 長 小谷議員。

2 番 小 谷 できればですけども、スマホじゃない方も実際おられますんで、パソコンが1台あれば、パソコンで見た方がですね、やっぱりスマホの画面じゃちょっと小っちゃくて押し間違ったりっていうのでやられてる方が、ちょっとお聞きしたりしたんで、できればパソコンまで置いて、パソコンの画面上で申請ができるような体制を取っていただければと思いますので、そこも要望していただきたいと思います。が、できるんでしょうか。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。商工会の方とですね、協議をしてみます。以上です。

議 長 小谷議員。

2 番 小 谷 以上で終わります。

(15:24)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(15:25)

(…休 憩…)

(15:35)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、水谷末義議員。

1 2 番 水 谷 1 2 番、水谷末義です。質問通告に沿って質問をさせていただきます。

まずは、新型コロナウイルスの影響に伴う本町の財政見通しと事業計画及び農林水産業への経済対策についてお尋ねをします。新型コロナウイルスの拡大防止によって不要不急の外出自粛が広まり、日本経済はマイナス成長となっています。また、様々な分野にも影響を受け、早期の終息が望まれる中、次の点をお尋ねします。

本町の経済活動も厳しい状況であると思われます。そこで、3月に令和2年度の予算が成立しましたが、町の税収や地方交付税の見込みも含め、本町の財政見通しと各種事業計画の取り組みについてどのように考えているかお尋ねします。

2番目、安全安心な町づくりに必要不可欠なインフラ整備にも影響が考えられると思っておりますけど、財源の不足が想定され、今後どのように進める考えをお聞きします。

3番目、町内業者への一定の条件に該当する業種といたしますか、事業主については給付が進められております。農林水産業の生産者、販売農家について何か経済対策、あるいは支援を考えておられるのか。壇上での質問とします。

議 長 町長。

町 長 水谷議員の新型コロナウイルス影響に伴う本町の財政見通しと事業計画及び農林水産業への経済対策についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、我が国においても感染者と死者の数が急激な増加が見られることから、国民の生命を守るため新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われるとともに、全都道府県が緊急事態措置の対象となり、国民の不要不急の外出の自粛や飲食店等の休業要請などが行われ、経済に甚大な影響をもたらしております。

本町におきましては、感染者は発生していないものの、外出の自粛などにより、住民の生活や地域経済への影響が大変大きなものとなっております。そこで、住民生活を支援するための特別定額給付金や、経営が悪化した中小

企業者及び小規模事業者への給付金、感染症収束後の消費喚起を図るためのプレミアム付商品券の発行をするなど、さまざまな事業を実施または準備をしているところであります。

まず、最初の質問の新型コロナウイルスの影響に伴う町の税収への影響がありますが、個人町民税につきましては、令和3年度以降において影響が生じるものと思われませんが、具体的にどの程度の影響が出るか見通せない状況であり、法人町民税につきましても、今年度にも影響が生じるものと思われませんが、こちらもどの程度の影響が出るのか把握できてない状況であります。また、新型コロナウイルス感染症が今後の地方交付税に及ぼす影響につきましても、基準財政需要額の各種係数にどの程度影響が出てくるのか、まったく見通せない状況であります。そして、新型コロナウイルス感染症対策もまだ継続中である状況のもとにおきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した財政予測は、現時点では難しいと考えており、議員にもぜひそのことをご理解いただきたいと思います。

そこで、参考までではあります。新型コロナウイルス感染症の影響は反映しておりませんが、今後5年間の中期財政予測を5月に策定いたしましたので、その内容を一部ご紹介いたします。

歳入におきましては、町税につきましては、生産年齢の人口比率が低下すると、このように予測されますが、再任用制度の充実などにより、町税収入に大きな影響はないものと想定をしており、一方、地方交付税につきましては、人口減少の影響などにより若干減少するものと、このように見込んでおります。

歳出では、現在進めております「新庁舎建設事業」や「社会資本整備総合交付金事業」などを含め、今後想定されている事業を見込むとともに、福祉サービスや福祉組合の負担金などが増えるものと、このように見込んでおります。

以上のような前提で、令和6年度までの財政予測を行いましたところ、借金となる起債残高につきましては、平成30年度決算時点で53億6,740万円でしたが、令和3年度末がピークで62億3,730万円、その後減少し、令和6年度末で55億9,390万円と見込んでおります。

一方、貯金となります基金残高につきましては、平成30年度決算時の財

政調整基金などの基金残高は、20億130万円でございます。そのうち一般会計の財源不足に充てている財政調整基金は3億9,160万円でありました。これが令和6年度の予測では、基金残高は7億9,140万円、財政調整基金は1億1,880万円まで減少する見込みでありまして、大変厳しい財政状況になるものと思っております。しかしながら、引き続き健全な財政運営を行うためには、自主財源の確保、経常的経費の削減、投資的事業の計画的な執行、公有財産の有効活用などを徹底して取り組むことが肝要と考えておりまして、速やかに行政改革大綱を定め、行政改革に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

また、総合計画や個別計画に掲げている主要事業や必要不可欠なインフラ整備につきましては、毎年、事務事業評価により妥当性、有効性などを検証するとともに、情勢の変化や財源、財政上の整合性を図りながら進めているところであります。着実に主要事業や必要不可欠なインフラ整備を進めるためには、その財源となる国・県交付金の確保や有利な地方債の活用などが重要でございますので、引き続き関係機関にも要望してまいる所存であります。

続きまして、③についてであります。町内業者への一定の条件に該当する業種の給付が進められているが、農林水産業の生産・販売者について何か経済対策を考えているのかとの質問についてですが、現在、国の第1回補正予算による地方創生臨時交付金事業により、第1弾として、新型コロナウイルス感染症の流行による影響の大きい町内飲食業、観光業を営む事業者に対するものと、第2弾として中小企業事業者、個人事業主として経済支援給付金を支給している状況であります。その後の報道等により、全国的に農業経営者につきましても、厳しい状況であり、本町においてもそうであると認識をしているところであり、特に畜産及び花き類については、厳しいようでございます。

そこで、川棚町といたしましては、国の第2回の補正予算による地方創生臨時交付金事業を活用し、農業経営者に対して経済支援を行っていくことにいたしております。今、検討中であります。また、水産業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響には、直接、町に対して情報は寄せられておりませんが、今後の状況を注視していきたいと、このように思っているところ

ろであります。

なお、長崎県におきましては、新型コロナウイルス感染症緊急対策として、4月の補正予算において、県産品消費拡大支援事業をはじめ、生産者対策として、農畜産物の消費拡大・価格安定化対策に、6億7,900万円、水産物の消費拡大・価格安定化対策に、5億1,000万円ほど計上されているところであり、これらと併行して取り組んでいければと、このような考え方を持っているところでもあります。以上、答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** ここで、会議時間を延長いたします。

(15 : 47)

議 _____ **長** 水谷議員。

1 2 番 水 谷 まず1点目のですね、財政見通しについては、ちょっと厳しいのかなというふうに思っているんですが、この財政見通しを見た中でですね、今後の事業についての進め方等がですね、今考えておられるのがあるのかお尋ねします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 質問の意味がよくわかりませんでしたので、もう一度お願いいたします。

議 _____ **長** はい、水谷議員。

1 2 番 水 谷 今後の財政見通しですね、これがまだ不確定要素が多すぎて、どういうふうにこうなるのかわかりませんが、今年度についてはあまり変わらないだろうというような話でしたが、今後、第2波、第3波も含めて出てくるのではないかと思っているんですが、令和2年度に事業計画、予算をしておりますけど、これについての影響ですね、ここら付近がわかるかどうかということですか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。コロナの関係で、今年度の事業についての影響ということでお尋ねでございますが、特に今年度予定している事業についての影響はないものと、このように思っております。以上でございます。

議 _____ **長** 水谷議員。

1 2 番 水 谷 この1番目については、まずどういうふうに財政状況がなるのかということと、今後の事業の計画についてお尋ねをしました。

続きまして、2点目のことなのですが、安全安心の町づくりというのは広範囲でございまして、特にハード事業あたりはですね、補助金といいますか、交付金等がある程度充てられるんだらうと思うんですが、ソフトについてはほとんどが単独費が主なのかなと思っております。そういうことで災害等が発生した場合にですね、この感染症の対応策といいますか、それも若干、今、国の方では支援みたいなものができておりますが、その避難所等のコロナ対策について、現状での考え方を持っておられればお聞きしたいと思います。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** すいません、再び質問の意味がわかりません。もう一度お願いいたします。

議 _____ **長** 水谷議員。

1 2 番 水 谷 質問がちょっとわかりにくいということでしたので、再度させていただきます。この安全安心な町づくりに関してはですね、いろんなこう範囲が広くございます。ハード、ソフト面、そういうものを含めてあるんですが、今回、災害時の避難所等を、防災計画等に載っているかと思うんですが、その感染症対策について何かお考えをお持ちかどうか、感染防止のための施策とか、そういうものを持っておられるかどうかということ、まずお尋ねをしたいと思います。それともう1つ、その財源あたりも、もしわかればお願いをしたいと思います。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。コロナウイルス感染症に対する対策については、これはすべて国が100パーセント財源は持つということで進められております。そこで、避難所の対策につきましては先ほど一般質問で堀池議員が質問がありまして、例えば段ボールベッドとか、あるいは段ボールでの間仕切りとか、そういった安全対策については、その国の10分の10の交付金を活用して進めていくということで考えておりまして、特に町の一般財源を持ち出してというようなことはないようでありますので、いわゆる本題の財政の見通しの中には特に影響はないものと、このように見ております。以上でございます。

議 _____ **長** 水谷議員。

1 2 番 水 谷 この安全安心町づくりについては、ハード面で今年度予算をしておりますので、予算を計上されましたので、今後進めていかれると思いますが、このハード面に関しては、なかなかこう事業が進んでないのではないかというふうに思いますので、その早急な着手の方もお願いをしたいと思います。で今回、私が重点的に質問をしたいのが3番目でございます。

農林水産については、第2弾やったですかね、の経済対策の中で農林水産業を除くというようなことで、この給付金がないということで、私が聞くところによると要するに近隣の町ですか、そういうところからは補助金があるので、支給額があるのに対してどうして川棚町はないんだというようなことですね、意見をされまして、ちょっと私も答弁に困ったんですが、ただ、それに対する考え方は先ほど町長の方からあったんですが、要するにこれを区分した理由というのが何かあるんでしょうかというのが、まず私の疑問です。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。まず前段、さっきの質問の中で、安全安心町づくりの面でハード面の事業が進んでいないということの発言がありましたが、そこについてちょっと十分私が理解をしておりませんで、もう少し具体的に再質問をお願いしたいということ、それから今の質問に対しての答弁であります。第1弾については飲食店、それから観光事業者というようなことで限定して、50パーセント以上減収したという条件を付けて事業を展開いたしております。で、第2弾目についてはその他の事業者について、20パーセント以上減収したところについては、一律10万円の支給をするということで、これにつきましては議員がおっしゃるように農林水産業を除くと、このように限定をしたところであります。なぜそれを区分したのかというような質問だろうと思いますが、実は、この農林水産業につきましては極端に収入が減少しているという情報が私どもに届いておりませんでした。特に水産業についてはですね、ナマコの販売の終わったあとでありましたので、ほとんど影響ないというような話は聞いたことがありましたが、農業についてはまったく情報がありませんでした。その後の状況をずっと調べてみましたら、やっぱり農業にも影響があると、特に畜産業、花き類にはそれが顕著にあらわれているということが判明いたしましたので、第3弾とし

て取り組んでいこうと考えているところでもあります。そういった中で県においては、4月の第2回の補正予算におきまして、農林水産業への支援策として先ほど壇上で申し上げましたような措置を執っているわけでありまして、例えば畜産農家につきましては一頭あたり1万1,000円を助成するといったことが出されております。そこで町としては、そういった県の補助制度等々と併行しながら取り組んでいくような形の事業をしていけばいいのではないかと今、いわゆる先ほど言いました川棚町のコロナ対策の緊急経済対策で機能をしているところでもあります。以上でございます。

議 _____ **長** 水谷議員。

1 2 番 水 谷 先ほどの安全安心の関係で、私は1番目にですね、事業については大体もう現予算を執行するというような話でしたので、割愛をしました。そういうことで、ハードに関しては大体もうできるのかなというふうに思いましたので、あとソフト面がどうなるのかということとさせていただきます。それと先ほど言った区分といいますか、個人事業主、農家あるいは水産業者の販売農家ですか、生産農家ですね、そういうものに関してどういうふうにされているのかということとをまず聞きたかったことと、先ほど言われた第2回、国の補正ですね、これでまたこの支援については今後考えるということでしたので、地元の人にもそういう話ができるのかなというふうにちょっと思っております。

今後このコロナ関係での給付金というか支援事業といいますか、そういうものについても第2波、第3波が出てきた場合にもですね、いろんな施策をとっていただけるんだろうというふうに思いますが、そのときも農業政策の方もですね、忘れずに対応をしていただきたいというふうに思っております。忘れてはおらっさんやったとでしようけど、できるだけそこら付近もですね、担当課とも調整しながら進めていただきたいというふうに思っております。以上で私の質問を終わります。

議 _____ **長** 確認します。答弁よろしいんですね。

1 2 番 水 谷 はい。

議 _____ **長** はい、町長。

町 _____ **長** はい、あえて答弁をさせていただきます。先ほど、いわゆる今年度予算に計上しているのは、その事業はハード面、ソフト面においても実行

できるだろうと、こう予測をしております。ただ、1つ問題なのが要はその収入として見込んでいる、いわゆる財源が計画どおり、予算どおりに入ってくるかどうか、これが大きな課題であります。その財源の中の一番重要になるのが町税の収入であります。町税につきましては、予算では5億1,900万の予算を計上しております、この6月で賦課決定をさせていただきました。おかげさまで5億3,200万程度の賦課決定ができておまして、予算よりもやや多く入ってくる見込みであります。しかし、明日の本会議でも報告、あるいは提案をいたしますように、このコロナウイルス対策で経済的に打撃を受けた方に対しては町民税の減税、あるいは減免、そういった制度が新たに設けられておまして、こういった申請が出てくるのではないかと、そういったことが予想されます。これについては、先では国の交付税でみていただきますが、当面はそういった減税、あるいは減免をいたしますと一時的に財源不足が生じてくるのではないかと、そのようなことも危惧されておまして、いわゆる財源の確保が今後の大きな課題になってくると思います。本町におきましては、税収減のカバーをするためのいわゆる財源であります、予備の財源であります財政調整基金等がわずかでありますので、こういったところに影響が出てくるのではないかと、その点については少し危惧をしているところであります。

それから、最終的に議員から釘押しをされました農林水産業の支援につきましては、特に農業については今度の第3弾に多分なろうかと思っておりますけれども、そこでしっかりと対応していきたいと、このように考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

1 2 番 水 谷 終わります。

(16:04)

議 長 以上で、通告者の質問が終了しましたので、これで一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(16:04)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 村井達己

会議録署名議員 福田徹

会議録署名議員 小谷龍一郎